明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和四十六年二月二十四日

○第六十五回国会 参議院会議録第六号

昭和四十六年二月二十四日（水曜日）
午前十時八分開議

○議事日程　第六号
昭和四十六年二月二十四日
午前十時開議
第一　防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（趣旨説明）
第二　郵便法の一部を改正する法律案（趣旨説明）
第三　証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　外国証券業者に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

○本日の会議に付した案件
一、請暇の件
以下　議事日程のとおり

○議長（重宗雄三君）　諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十二日内閣総理大臣から、左の通り補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。
石川県選出（二月十日当選）
嶋崎　均君（任田新治君の補欠）

同日議長において、左の常任員の辞任を許可した。

内閣委員	中尾　辰義君	
地方行政委員	上田　稔君	
法務委員	藤田　正明君	
同	浅井　亨君	
文教委員	小林　武治君	
建設委員	田中　茂穂君	
予算委員	三木與吉郎君	
同	石原慎太郎君	
同	杉原　荒太君	
同	堀本　宜実君	
同	江藤　智君	
同	鈴木　一弘君	
決算委員	佐田　一郎君	
同	和田　鶴一君	
議院運営委員	星野　重次君	
同	平泉　渉君	
同	八田　一朗君	
懲罰委員	中尾　辰義君	

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員	浅井　亨君	
地方行政委員	小林　武治君	
法務委員	田中　茂穂君	
同	中尾　辰義君	
文教委員	藤田　正明君	
建設委員	上田　稔君	
予算委員	平泉　渉君	
同	佐田　一郎君	
同	金丸　冨夫君	
同	星野　重次君	
同	和田　鶴一君	
同	峯山　昭範君	
決算委員	八田　一朗君	
同	江藤　智君	
議院運営委員	堀本　宜実君	
同	三木與吉郎君	
同	杉原　荒太君	
懲罰委員	浅井　亨君	

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。
千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の改正の受諾について承認を求めるの件
油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件

同日議長は、左の内閣提出案を決算委員会に付託した。
昭和四十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十四年度政府関係機関決算書

同日議員から左の質問主意書が提出された。
福井県南条郡今庄町の駅裏土地問題に関する質問主意書（河田賢治君提出）

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
昭和四十五年度一般会計補正予算（第1号）
昭和四十五年度特別会計補正予算（特第1号）
昭和四十五年度政府関係機関補正予算（機第1号）
地方交付税法等の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
昭和四十五年度一般会計補正予算（第1号）
昭和四十五年度特別会計補正予算（特第1号）
昭和四十五年度政府関係機関補正予算（機第1号）

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
地方交付税法等の一部を改正する法律
昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員松下正寿君及び同予備員永野鎮雄君の辞任を許可しその補欠として左記の通り選任した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。

記

裁判官弾劾裁判所裁判員
同　斎藤　昇君
予備員（第一順位）　長田　裕二君

同日本院は、裁判官訴追委員片山武夫君及び同予備員高山恒雄君の辞任を許可しその補欠として左記の通り選任した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

記

裁判官訴追委員　和田　静夫君
同　予備員（第五順位）　山本伊三郎君

同日本院は、検察官適格審査会委員予備委員本院議員向井長年君の同審査会委員予備委員辞任による補欠として左記の者を選出した旨内閣に通知した。

記

（亀田得治君の予備委員）　参議院議員　亀井　善彰君

同日本院は、国土総合開発審議会委員本院議員柴田栄君が去る一月二十七日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員　山内　一郎君
同　岡本　悟君

同日本院は、東北開発審議会委員本院議員高橋文五郎君が去る一月二十七日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員　岩動　道行君

同日本院は、離島振興対策審議会委員本院議員沢田一精君が去る一月六日公職選挙法第九十条により退職者となつたので同審議会委員の補欠として、また、同田口長治郎君が去る一月二十七日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員　木村　睦男君
同　初村瀧一郎君

同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員河口陽一君及び同高橋雄之助君の同審議会委員の任期満了等に伴う後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員　井川　伊平君
同　高橋雄之助君

同日本院は、鉄道建設審議会委員本院議員林虎雄君が去る一月二十六日常任委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員　阿具根　登君

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君及び土屋清君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）　藤田　正明君
予算委員　同　佐田　一郎君
同　星野　重次君
同　中山　太郎君
同　玉置　猛夫君
決算委員　同　和田　鶴一君
同　一朗君
議院運営委員　同　江藤　智君
同　堀本　宜実君
同　三木與吉郎君
同　杉原　荒太君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

文教委員（国会法第四十二条第二項の規定によるもの）　内藤誉三郎君
予算委員　同　八田　一朗君
同　堀本　宜実君
同　三木與吉郎君
同　杉原　荒太君
決算委員　同　江藤　智君
同　佐田　一郎君
同　和田　鶴一君
議院運営委員　同　星野　重次君
同　中山　太郎君
同　玉置　猛夫君

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

消防法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案
交通安全対策特別委員会に付託

海洋科学技術センター法案
科学技術振興対策特別委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

勤労者財産形成促進法案

同日シンガポール共和国大統領ベンジヤミン・ヘンリー・シアース氏から議長宛、左の謝電を受領した。

ユソフ・イシャク大統領の死去に際し、御弔電をいただき衷心より感謝申し上げます。

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員　鈴木　一弘君
商工委員　上林繁次郎君
予算委員　小平　芳平君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員　上林繁次郎君
商工委員　鈴木　一弘君
予算委員　矢追　秀彦君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員　平泉　渉君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員　永野　鎮雄君

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案

中小企業特恵対策臨時措置法案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

去る十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　長屋　茂君
大蔵委員　青木　一男君
社会労働委員　山本　杉君
同　大橋　和孝君
農林水産委員　小林　国司君
同　鈴木　省吾君
商工委員　近藤　信一君
建設委員　佐田　一郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　山本　杉君
大蔵委員　鈴木　省吾君
社会労働委員　長屋　茂君
同　近藤　信一君
農林水産委員　佐田　一郎君
同　青木　一男君
商工委員　大橋　和孝君
建設委員　小林　国司君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

社会労働委員会
理事　高田　浩運君（鹿島俊雄君の補欠）

運輸委員会
理事　山崎　竜男君（山崎竜男君の補欠）
建設委員会
理事　上田　稔君（上田稔君の補欠）

同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

社会保障基本法案（小平芳平君外一名発議）

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

証券取引法の一部を改正する法律案
外国証券業者に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託
昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
文教委員会に付託
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託
昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
児童手当法案
海洋水産資源開発促進法案
公衆電気通信法の一部を改正する法律案
環境庁設置法案
租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和四十六年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　山本　杉君
同　鈴木　省吾君
大蔵委員　上林繁次郎君
同　近藤　信一君
社会労働委員　長屋　茂君
同　青木　一男君
農林水産委員　佐田　一郎君
同　大橋　和孝君
商工委員　鈴木　一弘君
同　小林　国司君
建設委員　今　春聴君
決算委員　中山　太郎君
議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　長屋　茂君
大蔵委員　青木　一男君
同　鈴木　一弘君
社会労働委員　山本　杉君
同　大橋　和孝君
農林水産委員　鈴木　省吾君
同　小林　国司君
商工委員　上林繁次郎君
同　佐田　一郎君
建設委員　中山　太郎君
決算委員　今　春聴君
議院運営委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員　大谷藤之助君
公害対策特別委員　小平　芳平君
科学技術振興対策特別委員　高橋雄之助君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員　江藤　智君
公害対策特別委員　峯山　昭範君
科学技術振興対策特別委員　岩動　道行君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

決算委員会
理事　初村瀧一郎君（若林正武君の補欠）
理事　和田　鶴一君（和田鶴一君の補欠）
理事　二宮　文造君（黒柳明君の補欠）
災害対策特別委員会
理事　上田　稔君（佐田一郎君の補欠）
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
理事　長谷川　仁君（山本茂一郎君の補欠）

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

健康保険法等の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を衆議院に送付した。

社会保障基本法案（小平芳平君外一名発議）

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

福井県南条郡今庄町の駅裏土地問題に関する質問主意書（河田賢治君提出）

去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　長屋　茂君
同　峯山　昭範君
同　浅井　亨君
同　岩間　正男君
地方行政委員　初村瀧一郎君
法務委員　木島　義夫君
外務委員　黒柳　明君
同　野坂　参三君
文教委員　中村喜四郎君
同　永野　鎮雄君
同　柏原　ヤス君
社会労働委員　玉置　和郎君
商工委員　赤間　文三君
同　井川　伊平君
同　平泉　渉君
同　矢野　登君
同　山崎　竜男君
運輸委員　平島　敏夫君
同　峯山　昭範君
予算委員　岩間　正男君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公害対策特別委員　峯山　昭範君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公害対策特別委員　小平　芳平君

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　永野　鎮雄君
同　黒柳　明君
商工委員　赤間　文三君
同　井川　伊平君
同　平泉　渉君
同　矢野　登君
運輸委員　山崎　竜男君
同　平島　敏夫君
予算委員　峯山　昭範君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員　永野　鎮雄君
同　柏原　ヤス君
同　黒柳　明君
同　野坂　参三君
地方行政委員　玉置　和郎君
法務委員　平泉　渉君
外務委員　峯山　昭範君
同　岩間　正男君
文教委員　矢野　登君
同　長屋　茂君
同　浅井　亨君
社会労働委員　初村瀧一郎君
商工委員　山崎　竜男君
同　平島　敏夫君
木島　義夫君
中村喜四郎君
赤間　文三君
井川　伊平君
鈴木　一弘君

同　地方行政委員　柏原　ヤス君
同　法務委員　小林　武治君
同　文教委員　玉置　和郎君
同　外務委員　平泉　渉君
同　社会労働委員　菅野　儀作君
同　商工委員　山崎　竜男君
同　運輸委員　平島　敏夫君
同　内閣委員　木島　義夫君
同　地方行政委員　中村喜四郎君
同　法務委員　赤間　文三君
同　外務委員　井川　伊平君
同　文教委員　黒柳　明君
同　社会労働委員　中村喜四郎君
同　商工委員　永野　鎮雄君
同　運輸委員　柏原　ヤス君
同　内閣委員　玉置　和郎君
同　地方行政委員　赤間　文三君
同　法務委員　井川　伊平君
同　外務委員　平泉　渉君
同　文教委員　矢野　登君
同　社会労働委員　長屋　茂君
同　商工委員　峯山　昭範君
同　運輸委員　浅井　亨君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員　菅野　儀作君
地方行政委員　峯山　昭範君
法務委員　浅井　亨君
外務委員　矢野　登君
文教委員　長屋　茂君
社会労働委員　浅井　亨君
商工委員　初村滝一郎君
運輸委員　山崎　竜男君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
災害対策特別委員　平島　敏夫君
交通安全対策特別委員　木島　義夫君
同　中村喜四郎君
沖縄及び北方問題に関する特別委員　赤間　文三君
同　井川　伊平君
同日交通安全対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。
理事　渡辺一太郎君（鬼丸勝之君の補欠）
同日議長から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
最低賃金法案（小平芳平君外一名発議）
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを公害対策特別委員会に付託した。
環境保全基本法案（細谷治嘉君外七名提出）
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
自動車重量譲与税法案　地方行政委員会に付託
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案　大蔵委員会に付託
去る二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員　菅野　儀作君
（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）
決算委員　中山　太郎君
議院運営委員　今　春聴君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
地方行政委員　山崎　竜男君
決算委員　今　春聴君
議院運営委員　中山　太郎君
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
地方税法の一部を改正する法律案（華山親義君外五名提出）
昨二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
大蔵委員　向井　長年君
農林水産委員　片山　武夫君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
大蔵委員　片山　武夫君
農林水産委員　向井　長年君
同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
女子教育職員育児休暇法案（安永英雄君外一名発議）
同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。
外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を地方行政委員会に付託した。
地方税法の一部を改正する法律案（華山親義君外五名提出）
同日議長は、左の議員提出案を衆議院に送付した。
最低賃金法案（小平芳平君外一名発議）
昨二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員　渡辺一太郎君
同　野坂　参三君
法務委員　松澤　兼人君
外務委員　岩間　正男君
文教委員　安永　英雄君
商工委員　近藤英一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員　近藤英一郎君
同　岩間　正男君
法務委員　安永　英雄君
外務委員　野坂　参三君
文教委員　松澤　兼人君
商工委員　渡辺一太郎君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
交通安全対策特別委員　高田　浩運君
同　長田　裕二君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
交通安全対策特別委員　石原幹市郎君
同　奥村　悦造君
同日委員会において当選した理事は左の通りである。
法務委員会
理事　鈴木　省吾君（河口陽一君の補欠）
理事　中尾　辰義君（浅井亨君の補欠）
商工委員会
理事　矢野　登君（矢野登君の補欠）
運輸委員会
理事　山崎　竜男君（山崎竜男君の補欠）
同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

預金保険法案
貸付信託法の一部を改正する法律案
同日議長は、左の議員提出案を衆議院に送付した。
女子教育職員育児休暇法案（安永英雄君外一名発議）
同日委員長から左の報告書が提出された。
証券取引法の一部を改正する法律案可決報告書
外国証券業者に関する法律案可決報告書
国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件可決報告書
同日内閣から、参議院議員河田賢治君提出福井県南条郡今庄町の駅裏土地問題に関する質問については、現地調査をする必要があるため、来る三月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

○議長（重宗雄三君）　これより本日の会議を開きます。
この際、おはかりいたします。
中山太郎君から、海外旅行のため来たる二十六日から十三日間、請暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長（重宗雄三君）　日程第一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（趣旨説明）。
本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。中曾根国務大臣。
〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣（中曾根康弘君）　防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。
第一は、自衛官の定数を、海上自衛隊六百六十三人、航空自衛隊六百四十三人、統合幕僚会議五人、計千三百十一人増員するための改正であります。海上自衛官の増員は、艦船の増加、対潜航空機の増強及び後方支援部隊の充実等のため必要となる人員であり、航空自衛官の増員は、主としてナイキ部隊の編成のため必要となる人員であり、統合幕僚会議の増員は、情報機能強化のため必要となる人員であります。
第二は、防衛庁の附属機関として、自衛隊離職者就職審査会を設けることであり、これは学識経験者を含めた五人の委員をもって構成するものであります。
次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。
第一は、自衛隊の予備勢力の確保のため、陸上自衛隊の予備自衛官三千人、海上自衛隊の予備自衛官三百人、計三千三百人を増員して、予備自衛官の員数を三万九千六百人とするための改正であります。
第二は、現在、離職した隊員が営利企業の役員等へ就職しようとする場合には防衛庁長官の承認を要することになっておりますが、この承認を、前述の自衛隊離職者就職審査会の議決に基づいてすることとしようとするものであります。これは、隊員の営利企業への就職の際の承認について、一般職の例に準じ、部外者を含む特別の機関の審査にかからせることによって、その公正さを担保しようとするものであります。
以上がこの法律案の趣旨であります。（拍手）
○議長（重宗雄三君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。上田哲君。
〔上田哲君登壇、拍手〕
○上田哲君　私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました防衛二法案につき、あわせて安全保障論の現状認識に触れながら、総理はじめ関係閣僚に質問いたします。
まず、明らかにしていただきたいのは、総理の専守防衛国家像であります。すでに、五兆八千億円に達する第四次防衛力整備計画構想は、ほとんどその大ワクに変更のない形で、来月は防衛庁案、数カ月後には政府案として決定されることが、これまでの委員会審議の中で明らかになりました。昭和三十三年、四千億円台の規模で発足した一次防は、二倍二倍に膨張し、しかも、三次防最終年度の四十六年度政府予算案では、その達成率九七％を誇りつつ、さらに、四十七年度以降は、新たに十年を一区切りとする計画構想へと歩み出そうとしております。内外から大きい注目を受けるのはきわめて当然のことであります。われわれもまた、このとき、国の骨格にかかわるこの大計画のおもむくところについて、詳しく説明を受けるべき権利を有します。もはや、国を守る気概という精神論や他の費目とのバランスをいう財政技術論をもって防衛費や防衛戦力を語るべき段階は過ぎました。防衛力増強の限界値の論議ではなく、この大計画を包蔵しながら進む国家像というべきものの姿が問われています。防衛白書の発表にあたって、防衛庁長官は、非核中級国家という表現を明らかにされました。防衛庁の英訳を直訳すると、これは第二流軍事国家となるようでありますが、その中級国家、総理はこの姿をどのように具体的にとらえておられましょうか。ごく具体的に言って、たとえば中級とは、米ソは別としても、核保有国であるイギリス、フランスのレベルをさすものか。英仏まではいかずとも、核を持たない西ドイツまでは中級の中に含むのかどうか。防衛庁資料によっても、四次防終了時には、わが国の戦力は、世界十二、三位から一挙に第七位となるわけでありますが、総理は、これを適当と考えられますか。また、非核中級国家という表現を今後とも政府用語としてお使いになるのでありましょうか。国民は、さしあたり、そうした点を率直に知りたく思っております。
また、中曾根長官は、さきの委員会で、個人的な見解と前置きされて、十年後の防衛力の姿を、陸上十八万、海上三十二万トン、航空機千機と示唆されました。総理は、これを政府見解としてお認めになるでありましょうか。
また、福田大蔵大臣は、さきの委員会で「いまアメリカの兵隊が日本の安全の第一線に立っている、こういうような状態は非常に異常な状態である、早くこれをなくすことが必要である、そういう計画を実現する力は、財政的にはいささかも心配ない、着々と対処し得る」と述べておられます。また別な機会に、「かりに国民総生産が数年後に倍になる。財政規模も倍になる。そういたしますと、五千億円の軍事費というものは、一兆円になり得るのであります。さらにそののち五年間、そういう調子で経済が続きますれば、二兆円軍事費ということになるわけです。」と述べられ、「金のほうはそう心配ない。」と結んでおられます。しかし、四次防は国民一人当たり年間一万一千六百円の負担となり、財政上は来年度から毎年一八％以上の防衛費の増額が必要となります。これは最近五年間の一般会計の伸び率一六・八％を上回っております。単年度二兆円をさえ言われる大蔵大臣は、五兆八千億円をベースとする今後の防衛財政規模の可能性をどのように展望して心配ないとされるのか。また、一般会計の伸び率を上回る防衛費は、当然社会資本や社会保障など民生部門を圧迫するものと懸念されますが、それが今後の財政や日本経済の上にどのような影響を及ぼすと分析されるか、伺いたいと思います。
第二に、いわゆる軍国主義の考え方について伺います。
総理は、さきの委員会で、「核兵器がすべての問題を解決するような時期になってくると、核を持つ、持たないということは一つの大きな問題だろうと思います。また同時に徴兵制がしかれておるかおらないかという、これは一つの大きな具体

的な事例だろうと思います。私は、この二つの事例から、このことをもって、いわゆる軍国主義化した日本と言われるものでない、国民自身も大手を振って一云々と言われております。私は、いまわしい軍国主義への道を歩まないためには、為政者は有効で抽象的でない歯どめの指標を立て、広く論議を成熟させるべきだと思います。そこで総理は、今後とも核を持たない、徴兵制をしかないということを非軍国主義の重要な指標とされるかどうかを伺いたいと思います。あるいはこの機会に、軍国主義とは何かについてじっくり御見解を承りたいと思います。また、軍事に先立つ外交優先はかねてから政府のうたわれるところでありますが、軍事緊張にかわって外交緩和の努力が特に必要とされるのは隣国中国との関係であります。あらゆる機会をとらえて中国との健全な関係を目ざして努力することは正しいことでありますが、本年初め、わが松永駐仏公使の感触として伝えられるところでは、フランス駐在の中国大使級外交官は、日本政府と政治的な話し合いをする意思のない態度を見せたといわれております。この点の事実関係及びこれに類する日中間の大使級の接触がどのようになされているか、外務大臣から伺いたいと存じます。中国側の姿勢について言えば、このところ、わが国の軍国主義化について激しい非難が浴びせられています。しかし、このようなときにこそわれわれは、わが国政府が粘り強く外交優位の姿勢を貫くことを求めます。現に昨日、自由民主党の藤山愛一郎氏と周恩来氏との間で、両国間の交流促進についての合意がなされたと伝えられています。この機会にこそ、中国関係打開のために中国との外交努力尊重について佐藤総理の見解を表明すべき好機であると思います。それは少なくとも日中関係の今後をアジアの平和のかぎとして憂えるわが国民にこたえることであります。藤山・周会談の評価をあわせて総理の数歩を進めた御見解をぜひ承りたいと存じます。

第三に伺いたいのは、沖縄基地と整備計画との関係についてであります。核抜きといわれながら、七二年以降沖縄には核兵器が残される可能性をわれわれは強く懸念として持っております。七二年返還時に日本全土に配備される七つのミサイル部隊のうち、沖縄ではその一隊がアメリカ軍のミサイル部隊を引き継ぐ計画で、目下その施設、弾体等の買い取り交渉が進んでおります。

防衛庁長官に伺います。沖縄の米軍ミサイルに核弾頭が含まれていることは、政府答弁の中にも常識的にこれを読み取り得るところでありますが、米軍の核弾頭が全部核抜きとして引き渡される保証がありません。また核つき弾頭は米軍が日本側に引き渡さず持ち帰るとしても、そのこともまた確かめるすべもありません。かつてメースBの撤去の際は、その模様を報道関係に公開いたしました。今回、そのような措置を米軍側に要請することはありませんか。また、かりにナイキが核抜きに改造して売り渡されるとしても、その時期は、アメリカ側の要請では七二年返還の一年あと、日本側の準備見通しでは、さらにそれより一年あとになります。そうなれば、沖縄はこの間一年ないし二年、必然的に核つきになります。これまでの答弁で中曾根長官は、七二年返還のときは核抜き返還ということなので、たとえ米軍基地の中にあっても、核は抜かれると強調されておりますが、それはいかなる協定、約束に基づくものでありましょうか、そこをぜひ明確にしていただきたいと思います。

このほか、現在の沖縄には、F105搭載用の核爆弾や、海軍用核爆雷等の貯蔵庫があると言われております。これらが七二年返還時にほんとうになくなるのか、あるいはそのようなものは本来存在しなかったのか、いずれにせよ、われわれはそれを確実な保証の上で信じたいのであります。信用せよという説明ではなくして、この例から具体的な裏づけをもって御説明をいただきたいと思います。

最後に、本法案の内容に直接触れ、自衛隊の定員問題に関連して認識を問いたいと思います。今回の増員は海上自衛隊で六百六十三人、航空自衛隊で六百四十三人となっていますが、四十五年十二月末現在の欠員数を見ると、海上で二千百八十七人、航空で千九百六十三人となっており、実に今回増員数の三倍をこえる欠員をかかえております。元来、定員ワクの増を求める場合は、まず欠員を埋めてから新たな要求となるのが当然であり、それからすれば、この形はまさに三倍もさかさまであります。特に一般行政機関の職員が総定員法によって定員増を抑制された上、計画削減措置により欠員まで削られているのに比べると、これははなはだしくバランスを失していると言わざるを得ませんが、いかがでしょうか。

また、陸上自衛隊の充足率の低さですが、特に四十四年度の六千人増員以来、充足率は四十三年度の九一・七%から四十五年度末で八六・六%へと落ちています。しかも、十八歳から二十四歳の年齢層は、四次防最終年度の五十一年には三百万人台に落ち込む予想であり、さらに自衛隊の中核である曹クラスの大量定年退職は四十九年から四年間で一万三千人と数えられます。このような見通しの中で、なお定員増をはかる政府は、有事に備えてワクだけを確保しておこうという有事定員構想をとられていると伺いますが、そのような立場からすれば、必要なのは定員ワクのみであり、充足率は初めから問題にしていないのかどうか。あるいは、もしそうではないとすると、このような低い充足率を高めるために何らかの強制力を用いることを考慮されているのかどうか、その点を伺いたいと思います。

充足率の低下に関連して予備自衛官の増員が問題になりましょう。今回の計画では、予備自衛官総数を三万九千六百人としようとしています。しかし、定員の充足率を補う意味を持つ予備自衛官制度自身に、訓練招集、防衛招集についてかなりきびしい罰則をつけなければならない実情から見て、いまや自衛官、予備自衛官の別なく、隊員の確保にはかなりの無理が生じていることは、すでに何人も認めざるを得ないところと思います。このことは、打ち続く防衛費、防衛力の大増強に対して、国民の理解がこれに十分追いついていない、つまり国民のコンセンサスとともに自衛隊の増強が進められてきたとは言えないということを裏書きしています。この際、最後に総理に伺いたい一点はそこであります。

防衛白書発行の冒頭に、防衛庁長官は、わが国防衛構想のよるべき三つの柱の一つとして国民協力をあげておられます。しかし、防衛方針についての政府のあり方は、国民合意の中から方針をつくり出すのではなく、政府の一方的方針に沿って合意を取りつけようとするのみと受け取れます。国民は説明不足ではなく、説明不在と感じています。新防衛力整備計画とともに防衛庁の壁はにわかに高くなり、この倍加する防衛費負担を前にしながら、国民は、いや国会さえもその内容を心いくまでつまびらかにするすべを持ちません。総理に伺いますが、総理は今日の防衛力増強の姿について、国民のコンセンサスを十分に得ているとお考えでしょうか。私は決してこれを十分と考えませんが、かりに総理がこの点に不安を持たれないとしても、この際、防衛費、軍事力の新たな大増強期を前にして、あえてわれわれの懸念をいれ、一歩、半歩を譲る全国民的規模の安全保障論議の成熟を求める姿勢を期待することは不可能でありましょうか。われわれの側も一定の基準のもと、防衛戦略に関する客観的なデータの開示を得て、わが国の安全保障のあり方を自由に討議する場を国会の中に設けることに応じる用意があることは、すでに一度ならず表明しております。総理は、ここで増強計画の一部凍結などの方法をとり、広く国民の議論を巻き起こす御決意はありませんか。七二年という大きな山場を前にして、静かに国論に聞くことは、今日の政治の最も正しい姿勢であると信じます。この点について総理の識

見を問うて、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣（佐藤榮作君）　上田君にお答えいたしますが、上田君の言われる非核中級国家という概念がどのようなものか、私にはよくわかりませんが、おそらくわが国のように、先進工業国の一員ではあるが、核兵器は保有せず、軍事大国を志向していない国が、これに当てはまるのではないかと思います。さような意味でお答えをいたしますが、巨大な核戦力と経済力、この二つを持っている米ソ両国は、超大国と言っても異存のないところだと思いますが、それならば、核戦力、経済力ともに超一流とは言えない英仏はどうか、これは中流国家と言えるかというと、その歴史、伝統、文化などの面から見て、必ずしも中級国家と断定するわけにもいかないようにも思います。いずれにしても、このような問題は、それぞれの国民の気持ちの持ちようの問題であって、われわれ日本国民は、いまや大きな経済力を持ち、今後もますます経済的に発展しつつあるという事実からして、その国際的責任を自覚し、相応の役割りを果たし、世界の平和維持に貢献すべきであると考えるものであります。また、わが国の国防費は、昭和四十五年度において世界十二位であると推定されておりますが、その順位が適当であるか、不適当かどうかはともかく、国防の基本方針にのっとって、緊張緩和のための平和外交の推進とあわせて、国民生活を圧迫せず、かつ、他国に脅威を与えない範囲で防衛力を整備する方針に変わりはありません。中曾根君が述べた十年後の防衛力構想は、あくまで中曾根構想であって、政府部内で正式に討議され決定されたものでもまだありません。私がこれを認めるとか認めないとか、かように申し上げることは、いまの段階では適当でないと考えます。

次に、軍国主義というのは、一般に軍事が国民生活の中で最高の地位を占め、政治、外交、経済、教育、文化を支配するような行動のしかたを言うものと私は考えております。日本国民は、悲惨な戦争の体験によって、軍国主義化の道を二度と歩まないと固く決意しているものと信じます。御指摘のように、私はさきに核を持たない、徴兵制をとらないことが、その具体的な例であると申し上げましたが、この考えに変わりはもちろんありません。

また、外交優先の立場から対中国外交姿勢を明らかにせよとの御意見でありますが、この点は、今国会の冒頭からしばしばお答えしているとおりであります。すなわち、両国間の関係を長期的に安定したものとするための基本は、何といっても両民族の相互理解であると思います。それぞれ独自の政治体制下にあっても、相互の立場を尊重し、内政不干渉の原則を貫きつつ努力すれば、必ずや打開の道が開かれるものと信じ、今後とも機会あるごとに政府間交渉などの呼びかけを行なう考えであります。

最後に、近時わが国の防衛問題について、国民的関心の高まりが見られることは歓迎すべきことでありますが、わが国の将来の進路について重大な影響のある防衛問題については、さらに広く国民全体の意向を尊重しつつ、内外に不当な誤解や危惧の生じないよう十分配慮してまいりたいと存じます。

本法案については、今国会において十分御審議の上、成立することを私は期待するものであります。

以上、お答えいたします。（拍手）

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣（福田赳夫君）　上田さんにお答え申し上げます。

わが国の防衛費は、四十六年度でも、予算で七%、GNPにすると〇・八%、諸外国に比べて非常な低位です。一方、経済はますます発展する。そうすると、予算も膨大化します。だから、この程度の比率をもちましても防衛費は非常に大きなものになる。したがって、財政上から見れば防衛費については心配はない、こういうことを申し上げたわけであります。（拍手）

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕

○国務大臣（愛知揆一君）　政府といたしましては、かねがね在外公館のわがほうの外交官に対しまして、中華人民共和国政府の外交官と、しかるべき機会をとらえて、社交はじめ一般的な接触を行なってよいという訓令を発しておることは御承知のとおりと思います。日中相互の外交官の自然な形での接触というものは、パリだけではなくて、他の場所におきましても、おりに触れて行なわれております。

お尋ねのございましたパリにおける松永公使の件につきましても、新聞で報道されたわけでございますが、これもそれらの中の一例にすぎないわけでございます。しかし、これらはいわゆる自然な接触とも申すべきものでございまして、それ以上に出ているものはただいまのところございません。中国側といたしましては、このパリの例でも見られますように、日中問題について政府間の対話を持つということについては、ただいまのところきわめて消極的な態度をとっている、これが実情のように見受けられる次第でございます。（拍手）

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣（中曾根康弘君）　核抜きの件は、一昨年十一月の佐藤・ニクソン共同声明で核抜き本土並み、一九七二年返還が合意されたところでありまして、この両国の正式の合意というものは、もちろん実行さるべきものであります。なおまた、沖縄返還直後、ナイキの基地等には順次自衛隊から要員を入れ、また、直後には連絡員を入れます。こういういろんな方法によって核がないということは確認する考えでおります。

次に、定員の問題でございますが、自衛官は一定数の実力を常に保持しておくという必要から、一般職の総定員法の定員のワク外にありまして、防衛庁設置法で定員はきめてあります。これは防衛からくる特殊性のために、必要やむを得ない措置であると思います。現在、充足度は、空と海において九六%前後です。陸上自衛隊が八九%程度であります。したがいまして、平均いたしまして九〇%程度の充足率でございまして、十分とは言えませんが、この程度の充足率ならば、訓練や管理について支障はございません。もちろん、募集について強制措置をとる考えはございません。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　峯山昭範君。

〔峯山昭範君登壇、拍手〕

○峯山昭範君　私はただいま議題となりました防衛二法案に対し、公明党を代表いたしまして総理並びに関係大臣に対し、若干の質問を行ないます。

本法律案の内容は、第三次防衛力整備計画に基づき、自衛官を増員すること等をその内容としております。昭和四十二年に始まった第三次防衛力整備計画は、九七・五%の高率の達成率をもって四十六年度で終了するとのことであります。

現在、政府においては、国民がその充実を待望しておる住宅あるいは道路、下水道、港湾等々、数多くの整備が年次計画のもとに実施されておりますが、そのいずれもがみな途中で立ち消えになったり、あるいは変更になったりして、最終年度まで計画どおりに実施されたという話は、不幸にして聞かないのであります。しかるに、その中にあって、ひとり防衛力整備計画のみが、ふしぎにも第一次防以来、第二次防、さらに第三次防と、みごとに計画どおり達成されているのであります。他のもろもろの行政計画が途中で立ち消えになる中で、何ゆえ防衛計画だけが一〇〇%達成されるのであろうかと、かえっていぶかる気持ちにかられているのが実情であります。

本日は、国民の一人々々が常に抱いている防衛問題についての疑念を率直に総理に投げかけ、総理の明快なる御所見を承りたいと思うのであります

す。

さらに指摘しておきたいことは、過日提案されました予算によれば、来年度の防衛費の伸びは一七・八％と、自衛隊発足以来最大の伸び率を示し、六千七百九億円の巨額に達しております。いわんや昨年秋発表された第四次防衛力整備計画によれば、昭和四十七年度から向こう五カ年間に五兆八千億円というけたはずれの巨費が投ぜられるとのことであります。国民はこのようなニュースを聞くとき、率直に言って、日本の防衛力はどこまで伸びるのであろうか、どこまでいけばストップし、下降線をたどることになるのであろうか、一応の目安なり目標があるのであろうか等の疑問を持つのであります。西ドイツやイギリス等は、すでに水平あるいは下降線をたどっているにもかかわらず、平和憲法を持つ日本だというのに、何ゆえにこれほどの増強をしなければならないのかという疑念を持つのは当然であります。いままでも防衛力の限界とか、歯どめについては、しばしば国会で論議されてきております。しかし、私の知る限りでは、これに対する政府の明確な答弁はなされていないのであります。一国の総理として、防衛力に対するビジョンなり目標を明示するのが当然の義務であり、国民の不安と国際的批判にこたえる目下の緊急課題と言わなければなりません。しかるに、本国会の施政方針演説でも、総理は一九七〇年代における日本の未来像の一端を示されたにもかかわらず、事、防衛に限っては、その未来像について何ら触れられなかったのは何ゆえでありましょうか。重要な問題でありますので、総理の明快かつ詳細な御答弁を願いたいのであります。

次に、自衛隊員の確保の問題であります。長官は、就任以来、自衛隊と国民との結びつきという点に着意され、自衛隊を診断する会を設けたり、長官自身、直接に隊員たちに呼びかけるなど、自衛隊のイメージ・アップにつとめてきたことは、私たちも承知しております。しかし、いかんせん、自衛隊の充足率は上昇するどころか、悪化の一途をたどっているのであります。昨年十一月現在の自衛官の欠員を見ても、陸上自衛隊二万二千八百二十五名、海上千八百九十七名、航空千五百五十五名という実情にあるのであります。すなわち、二万六千二百七十七名という大量の欠員の補充は非常に困難であることは申すまでもないところであります。こうした現況にもかかわらず、なおかつ、この上、定員増をはかろうとしているのは、一体その意図は何でありましょうか。私は政府が人の集まらないという現実を無視し、さらに定員をふやそうとしていることは、ますます国民の不信を高まらせると考えるのであります。総理の所信を伺いたいのであります。

次に、昨年十月発表された防衛白書についてであります。日本の防衛と題するこの文書は、昨年の十月二十日、閣議の了承を得て発表されております。しかし、この文書の発表は、法律の定めに基づき、政府の義務として作成されたものではないのであります。たとえば、防災白書についていえば、災害対策基本法に、「政府は、毎年、防災に関する計画及び防災に関してとった措置の概況を国会に報告しなければならない。」と規定され、その規定に基づいて防災白書が提出されることになっているのであります。その他観光、交通安全、中小企業などの各白書も同様であります。しかし、外交青書、経済白書、今度の防衛白書については、法律上何の定めもなく、いわば政府が自主的につくって発表しているだけなのであります。外交、経済、防衛問題は、政治の進路、国民の運命をきめる重要な事柄であるにもかかわらず、これらの報告が何ら義務づけられていないことについて、総理の見解をお伺いしたいのであります。毎年数千億円、数年後には一兆円をこえる血税を費やす防衛行政について、当然、年次報告の提出を義務づけるべきであると考えますが、あわせて御答弁願いたいのであります。

次に、沖縄の米軍基地についてであります。政府は、沖縄返還の際は、核抜き本土並み返還を従来から主張してまいりましたが、はたしてそれがほんとうかどうか、国民の最も心配しているところであります。たとえば、沖縄米軍基地の面積をとって見ても、沖縄の総面積の中における米軍基地の面積は、その密度において本土の二百倍以上になるのであります。まさに基地の中に沖縄があるといっても過言でありません。しかし、この現状に対し、佐藤内閣は何ら具体的構想を示そうとしてはおりません。そればかりか、沖縄返還後もほとんどの基地を引き続き使用させることをきめているのであります。これでは本土並みどころか、ますます基地が強化されていくばかりであります。総理は、一体沖縄の米軍基地の返還について、積極的に推進する御決意がおありかどうか、お伺いしたいのであります。また、政府は米軍の基地使用を返還の日から確保するため、米軍の引き続き使用を認める特別時限立法を提出するやに聞いております。この立法は、政治、思想的立場から、米軍への土地提供を拒む地主に対するものであるとさえ言われているのであります。沖縄返還にあたっては、小笠原返還協定の際とられた暫定措置法第十二条の例に見られるがごとき特別立法は避けるべきであると考えるが、総理の明確なる答弁をお願いしたいのであります。

次に、第四次防における自主防衛体制と、防衛産業との関係についてであります。昭和四十二年十一月の佐藤・ジョンソン会談以後、政府は自主防衛の強化を強調しておりますが、この路線を支援する財界からの発言も、以後目立ってふえてきております。すなわち、昭和四十四年四月の桜田日経連代表理事の防衛力増強の発言、同じく五月の経団連総会の自主防衛力強化の決議、日本兵器工業会の「東南アジアへの武器輸出、防衛費をGNPの四％まで引き上げる」等の発言があり、政府・自民党も、船田安保調査会長が、「百万人の郷土防衛隊、兵器の国産化、東南アジアへの輸出、防衛費をGNPの二％まで引き上げる」等の私案を打ち上げ、財界の要望にこたえているのであります。さらに、中曾根長官は、「兵器の自主開発がなければ真の自主防衛は行なえない」と、たびたび発言し、防衛産業の計画的整備育成の必要性を強調しております。このような装備の国産化の促進は、将来、供給力の過剰を招き、日本の防衛産業をアジアの兵器廠にしようとする危険性が含まれていると考えるが、この点について総理の所見を伺いたいのであります。

わが国の防衛産業は、武器輸出禁止三原則に縛られ、もっぱら国家財政による防衛費に依存し、発展してきましたが、一たび成長路線に乗れば、米国の産軍結合のごとく、歯どめのきかない怪物となることは、明らかであります。この点について、第六十三国会の予算委員会において、中曾根長官は、「わが国の防衛産業力は、鉱工業生産全体の〇・五％以下で皮革産業以下である」などと発言しているが、今後の経済成長と防衛費の伸びを、自主防衛の名で結びつけるならば、自衛隊の通常兵器だけでは使い切れず、行きつくところ、武器輸出、核装備とエスカレートすることは、当然予想されるところでありますが、この点についても総理の所見を伺いたい。

さらに武器輸出については、平和憲法のたてまえから言っても、軍縮の促進という意味からも、武器輸出三原則を一歩進めて、全兵器の輸出禁止を断行すべきだと考えるが、総理の所見を伺いたいのであります。

最後に、安全保障の基本は、いたずらに防衛力を増強することではなく、各国との等距離平和外交を推進するとともに、国民生活の安定向上を着実に実現してゆくことにあることを申し添え、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣（佐藤榮作君）　峯山君にお答えいたします。

わが国は、先進諸国に比べてその近代化が急速であったために、社会資本の整備が立ちおくれていることは御指摘のとおりであります。政府は、このおくれを取り戻すべく、近年、住宅、道路、下水道などの整備を重点施策として鋭意つとめております。また、その間にあって、国家の安全を確保するため基本的な自衛力を整備することは、独立国家として当然であります。国民福祉のための諸施策と国の安全確保のための努力は、決して二者択一のものではなく、ともに相まって行なわれるべきものであると御理解いただきたいと思います。

次に、わが国の防衛費は国民総生産の〇・八％程度でありまして、国民負担という面から見ましても過大なものでは決してありません。各年度の防衛予算の策定にあたっては、国民生活と直接関連する他の諸施策との均衡に留意すべきであり、憲法の許容する範囲内にとどまるので、おのずからその限度があるものと考えます。

わが国の防衛の未来像を示せとのお尋ねでありましたが、国防の基本方針に明らかなとおり、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守る体制を整えることにあります。

次に、定員とその充足率並びに白書の取り扱いについてのお尋ねがありましたが、これは防衛庁長官からお答えすることにいたしますから、お聞き取りをいただきたいと思います。

次に、返還後の沖縄基地は、地位協定に基づいて米軍に提供されることになりますが、政府としては、不急不要の基地は極力整理、縮小する方針であります。

また、沖縄の民生及び経済発展のため、その移転、返還が望ましい基地についても米側と鋭意検討を進めております。また、政府としては、米軍に提供する施設、区域内に民有地がある場合には、地主との円満な話し合いによって使用権を獲得したいと考えております。しかし、政府としては、使用権を獲得するための特別立法についても一応考慮はしておりますが、この点は、目下関係省庁間で検討中であります。

自衛隊の装備については、自主防衛の見地から、今後積極的に開発を進め、国産化を推進することが必要であると考えております。この際、適当な競争原理の導入、特定企業への集中排除、適正価格による調達により、わが国情に適した装備の開発を行なおうとするものであります。平和を国是とするわが国がアジアの兵器廠になるようなことは絶対にありません。また、防衛費の伸びが武器の輸出や核武装につながるのではないかとの御懸念をお持ちのようでありますが、しばしば申し述べているとおり、非核三原則のもと、他国に脅威を与えないというのがわが国防衛の根幹でありますから、この点は重ねて御認識いただきたいと思います。武器輸出については、いわゆる三原則においてきびしく規制しておりますので、これによって所期の目的は達成しているものと考えております。

最後に、峯山君から、防衛力増強より平和外交と国民生活の安定向上をはかれとの御意見がありました。この点、私の考え方も峯山君と特に変わってはおりません。防衛の基本は、何といっても国民の国を守る気概であります。豊かな愛する国土を建設してこそ、初めて国民の国を守る気概も生まれるのであります。また、平和外交の展開は、わが国の発展に必須であります。そして、冒頭に申し上げたとおり、必要最小限の防衛力を維持することこそ、新しい日本の行き方であり、わが国が国際社会で重きをなすゆえんであると、かように信じております。

以上お答えいたします。（拍手）

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣（中曾根康弘君）　定員の充足につきましては、先ほど申し上げましたが、次の五カ年間の新防衛力整備計画におきましては、五カ年間に約八千五百人増員する予定を立てております。この程度の増員は可能であると思います。

白書につきましては、白書は広報文書でございまして、必要に応じて出すべきものであると思います。必ずしも毎年出す必要はないと思っております。（拍手）

○議長（重宗雄三君）　これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長（重宗雄三君）　**日程第二、郵便法の一部を改正する法律案（趣旨説明）。**

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。井出郵政大臣。

〔国務大臣井出一太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（井出一太郎君）　郵便法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

この法律案は、郵便事業の運営に要する財源を確保するため郵便料金を改定するとともに、新しい役務を弾力的に提供する道を開く等、利用者に対するサービスの改善及び事業の能率化をはかるために所要の規定の改正を行なおうとするものであります。

まず、郵便料金の改定について申し上げます。

郵便料金は、昭和四十一年に改定されて今日に至っておりますが、最近における諸経費、特に人件費の著しい上昇のために、事業財政は昭和四十五年度において相当の不足を生じている状況でありまして、このまま推移いたしますときは、昭和四十六年度以降において収支の不均衡がますます大きくなることが予測されております。また、増加する郵便物を円滑に送達し、郵便業務の正常な運営を確保するためには、大都市を重点に、必要な要員を確保し、局舎・施設を拡充し、事業の近代化、機械化をさらに推進することが急務であります。

これらの問題を解決し、郵便に負託された社会的な責務を達成するため、かねて郵政審議会にその方策を諮問しておりましたところ、旧臘、答申を得ましたので、その趣旨を体し、業務の正常な運営を確保し、郵便事業の収支の均衡を維持するため、郵便料金を改定するほか、その他所要の改正を行なうことといたした次第であります。

郵便料金の改定のおもな内容といたしましては、第一種郵便物のうち、定形郵便物は二十五グラムまで二十円、定形外郵便物は五十グラムまで四十円とし、通常はがきは十円といたしております。

第二に、郵便料金関係の規定の整備について申し上げます。まず、事業の運営に必要な費用は、郵便料金による収入によりまかなわなければならない旨の条文を設けております。次に、第一種、第二種郵便物は、国民生活に密着したものでありますから、その料金は法律で定めることとしておりますが、その他の郵便物である第三種及び第四種郵便物並びに小包郵便物は、その内容となるものが他の手段でも運送、集配をすることができる性格のものでありますので、その料金は、法律で基準を定め、そのワク内で決定を省令に委任し、事業運営に弾力性を与えることといたしております。また、特殊取り扱いの料金もその決定を省令に委任することといたしております。

第三に、新しいサービスを弾力的に提供することができるよう、省令の定めるところにより第一種郵便物のうち一定の条件を具備するものについては料金を軽減する道を開き、また、特殊取り扱いについても省令で新しい取り扱いを行なえるように改めることといたしております。なお、これらの省令に委任される料金は、郵政審議会に諮問した上、決定いたすこととしております。

このほか、転送する速達の取り扱いを改善し、また、料金還付の範囲を広げるなど、サービスの

向上をはかることとしております。

この法律案の施行期日は、本年七月一日を予定しておりますが、第一種及び第二種郵便物につきましては、これらが国民生活に最も密着したものであることにかんがみまして、その料金の改定の時期は明年二月一日といたしております。

以上、今般の法律改正のおもな内容について申し上げましたが、今後、さらに事業の近代化を推し進め、安定した郵便の送達を確保し、もって国民各位の期待にこたえる所存でございます。

以上をもってこの法律案の趣旨の説明を終わります。（拍手）

○副議長（安井謙君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。永岡光治君。

〔永岡光治君登壇、拍手〕

○永岡光治君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました郵便法の一部を改正する法律案に対し、郵便料金の値上げ反対の立場から、佐藤総理並びに関係大臣に対し質問いたすものであります。

まず、佐藤総理にお伺いいたしたいのでありますが、目下、公害問題と並んで国民の最大関心事である物価問題について、総理はどのような認識をお持ちなのかということであります。先日の総理府統計局よりの発表によりますれば、昨年一年間の全国消費者物価上昇率は七・七％に達し、いまや物価問題は、かの朝鮮動乱によるインフレ時代以来、二十年ぶりの最悪状態に立ち至ったことを示しておるのであります。

このような情勢の中で、総理は、昨年十二月一日消費者団体の代表とお会いになられ、その席上、国民の生活に密着したはがきや封書の値上げは押えたいと、このように約束されました。われわれ国民は、佐藤総理も四選によっていよいよ物価問題に真剣に取り組まれる御決意をお示しになられたものと理解し、心から期待したのでありますが、そのお約束の舌の根もかわかないうち郵便料金の大幅値上げを決定され、ここに値上げ法案の提出を見たのであります。一国の最高責任者である総理大臣の発言が全く信じられないというこの姿は、有言不実行という従来の佐藤内閣の政治姿勢がいまだに改められていないことを端的に暴露したものと言わざるを得ないのであります。国民大衆は政治に対するやりきれない失望感を持ってこの法案の成り行きを見守っているのでありますが、まず、国民の期待を裏切って郵便料金値上げの方針に踏み切ったことについての総理としての弁明と、現下の物価問題にどう取り組もうとしているのか、真意のほどをお聞かせ願いたいのであります。

次に、郵政大臣にお尋ねいたします。

郵政事業が財政面で非常に苦しい経営下にあることは世界共通の悩みといたしましても私も承知いたしております。しかし、赤字が出るからといって安易に料金値上げにたよることは厳に慎しまなければならないのでありまして、郵便料金値上げの前にできる限り経営面での努力をなすべきだと思うのであります。そこで郵政大臣にお尋ねいたしますが、経営面でどれだけ努力をしたのか。努力次第では、たとえ値上げするにいたしましても、その幅はもっともっと小さくて済むのではないかという点についてであります。経営面で努力の足りないと思われる第一の点は、労務の正常化についてであります。

私は、今日の不正常な労使関係が続く限り、幾ら郵便料金を値上げいたしましても、サービス面では何ら改善されることなく、国民にとっては、料金は上がったけれども郵便の遅配や欠配は一向になくならないというばかを見る結果になると思うのであります。労使関係の正常化により郵便労働者の勤労意欲が盛り上がるとすれば、経費の節約にもなるし、郵便の送達も確保されるのであります。そのいい例は、昨年の年末闘争であります。郵政当局は組合側の超勤拒否闘争に対し三百万人――三百万人にも及ぶ臨時雇いを投入して業務の正常運行を確保すると豪語していましたけれども、二千数百万通という空前の滞留郵便物をかかえ、収拾のつかない大混乱を出現いたしたのであります。しかし、一たび闘争の妥結を見まするや、職員の勤労意欲が盛り上がるに従って、さしもの滞留郵便物も数日を出でずして解消し、懸念されました年賀郵便の送達も、一部を除き、ほぼ正常な運行が確保された事実であります。当初から労使関係の正常化が確保されておりましたならば、ばく大な、何百万人にも及ぶ臨時の賃金も相当程度節約できたでありましょうし、郵便の送達ももっともっと正常な運行が確保できたことだろうと残念に思うのであります。これは一例でありまするけれども、このようなことは日常の業務運行にしばしば見受けられることでありまして、労使関係の正常化に努力すれば、経費の節約も業務の正常な運行も可能になるし、したがって、料金の値上げも小さくて済むということになるのであります。

さらにこの際、国民の立場から郵政当局の独善と労務政策の無能について若干言及しておきたいのであります。それは、郵便を利用する国民の立場から言えば、労使紛争がどうあろうと、そんなことは言いわけにならないのでありまして、国民は、確実に郵便を配達してくれればいいのであります。その責任はあげて郵政当局にあると考えているのであります。言うまでもなく郵便事業は政府の独占事業であるからであります。しかるに、郵政当局はみずからの無能をたなに上げ、労働組合員が働かないとか、ストライキをやるからとか言って、労働組合が一〇〇％悪くて郵政当局は一〇〇％正しいというようなものの言い方をし、郵便の遅配や欠配の責任を労働組合側に転嫁しております。そして紛争が妥結しますると、みずからの業務の運行の責任はちっともとろうといたしませず、あげて労働組合を悪もの扱いにして、た

とえば今次年末闘争の例に見るごとく、首切りを含む八千数百名の多数を処分して平気でいるのであります。一体、労働者側は一〇〇%悪くて使用者側は一〇〇%正しいというようなことがあるでありましょうか。紛争にはよって来たる原因があるはずであります。今次郵政の年末闘争の場合でも、聞けば、昨年四月の紛争の妥結の際団体交渉で取りきめられた労使関係の正常化の約束を、郵政当局側が忠実に実行しなかったことに原因があると言われています。みずからの約束違反が原因で紛争を起こさせておきながら、郵政当局は一〇〇%正しいとして涼しい顔をし、組合側は一〇〇%悪いとして厳罰に処し、郵便の遅配や欠配解消の責任や業務の正常運行の経営者としての責任については何らの責任もとらないという、まことに、まかふしぎな独善がまかり通っているのを国民はふしぎに思っているのであります。郵便の遅配や欠配に対する経営者の責任は一体だれがとるのでありましょうか。国民の不満はその持って行き場がないのであります。いや、みずからの責任をとらないのみか、承るところによりますると、組合を弾圧したり、憲法違反のおそれさえある組合切りくずしに狂奔して、従来平穏であった職場に波乱を巻き起こし、労使の紛争を激化させ、さらに、みずからの業務知識の未熟さと相まって業務の運行を乱すような管理者が、労働組合弾圧に功績があったということでどんどん栄転していくというこの事例を聞くに及んでは、まさに郵政事業の末期的症状もはなはだしいと言わねばならないのであります。労働組合弾圧対策あって事業のサービス対策なしという国民不在の郵政行政では、幾ら郵便料金を値上げいたしましても無意味であり、ばかを見るのは国民だけと申し上げましても決して過言ではないと思うのであります。郵政事業は人件費が総経費の八〇%にも達する企業であり、人なくして事業なしという典型的な事業であるだけに、正常な労使関係の確立こそまさに経営の基本なりと信ずるのであります。労働者に対して組合の切りくずしや、所属組合によるところの人事差別や、GPU的な存在に堕してしまった労務連絡官制度や、陰険な監視労働は、郵便労働者の反発と抵抗意識の誘発には役立っても、明るい職場づくりと勤労意欲の高揚には決して役立ちません。労使関係抜本的改善に対し、郵政大臣の誠意ある御答弁をいただきたいのであります。

次に第二点として、小規模な郵便局の運営を近代化、合理化することによって、かなりの経費節減が可能ではないかということであります。われわれの多年にわたる一貫した撤廃要求にもかかわらず、戦前の非近代的な郵便局制度の残滓がいまだに尾を引く特定郵便局は、現在その数一万六千有余に及んでおるのでありまして、さらにこれは年々増加している状況であります。一人か二人の職員を管理するために、管理職である郵便局長をあまねく配置しなければならないというこの制度は、経営的に見ても全くむだな制度でありますことは論を待たないところであります。無集配一局開局しますと、年間約二百万円の赤字を出すのであります。今日、年間三百局をつくっておりまするから、約六億というものがもう目に見えて赤字として計上されていくことになるのであります。このことについて、すでに行政管理庁におきましても、去る三十二年の勧告においては、分局、出張所等の制度を活用してこの不合理を是正すべきことを強く指摘しているのであります。しかるに、郵政当局は、この制度の改革には全く熱意を示さないのでありますが、一人の局長が二つや三つの局を兼務することも可能でありましょうし、あるいは十局程度を一つにまとめての集団管理方式も十分可能であると思われるのでありまして、近代社会に即応した最も合理的な制度を考究し具体化することこそ、国民から郵政事業を負託された経営者としての最大の責務であると思うのであります。郵便料金値上げの前にむだをなくす方策の一つとして、小局運営の近代化、合理化について郵政大臣はどのようなお考えをお持ちになっているか、お聞かせを願いたいのであります。

次に郵便事業の経営形態のあり方についてお尋ねいたします。最近、世界各国とも国営である郵政事業の行き詰まりを打開するために経営形態についての再検討がなされておりまして、イギリスにおいてはすでに公社制度に移行しております。アメリカにおきましても、先般、郵便事業公社法が成立をし、近く公社が発足する予定でありますし、また西ドイツ、オランダ等におきましても公社化への動きを示している模様でございます。ひるがえってわが国における郵政事業経営の現状を見まするに、いまだに旧態依然たる官僚的事業運営から脱却しておりませんし、特に経営の最高責任者たる郵政大臣を含む首脳者が、席があたたまるひまもなく更迭するお役所的人事制度となっております。たとえば郵政、電電が分離されましてすでに二十二年になりますけれども、この間、郵政大臣の数は二十四人になっております。一人平均一年未満であります。しかも、郵政事業は郵便貯金、保険のほかに電信電話事業の管理監督、電波放送の管理監督までやっております。これで一体真に国民の期待にこたえる仕事ができるでありましょうか。さらにまた会計面から見ましても、行政活動の統制を目的とする官庁予算会計制度と相なっております。これは現業官庁にはきわめて不向きであります。

このように、事業の経営には適合しない諸制度のもとにありましては、事業経営に対する明確な責任体制の確立も、また、長期的展望に立った継続性のある一貫した経営政策の策定、実施も、とうてい期待することはできないのでありまして、私は、つとに郵政事業の経営形態を抜本的に再検討するとともに、いますぐにでも企業としての総合的長期的展望に立つ経営調査的な部局の新設の必要を痛感いたしておるものであります。

なおまた、すでに郵政審議会からも経営形態の

改善についての答申がなされているにもかかわらず、政府は、今日なおこの問題について積極的な姿勢をお示しになっていないのでありますが、この際、国民の負託にこたえる郵政事業の経営形態のあり方について総理並びに郵政大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思うのであります。

さて、次にお尋ねいたしたいことは、この料金の値上げによって、どのような郵便サービスの改善がなされるのか、その明確なプランをお示し願いたいのであります。遅配、欠配をはじめとする実質的サービス低下により、郵便事業に対する国民の不信感が増大いたしております今日、単なる赤字解消が目的であるというような理由で安易な料金値上げが許されるはずはないのでありまして、料金値上げに対する反対給付として、国民の信頼を回復するための具体的な施策が約束されなければならぬことは当然であろうと思うのであります。その一つといたしまして、現在、郵便に対する国民の不信感の最大の原因は、郵便の送達速度が不安定なことにあるのでありまして、したがって、一定の時刻までに差し出された郵便物は所定の日時までには確実に配達されるという標準送達速度を確立し、国民に約束することが目下最大の急務であると考えるものでありますが、いわゆる郵便タイム・テーブルというようなものを確立される用意があるのかないのか、他の改善策とあわせまして郵政大臣から明確な御答弁をお願いいたします。

最後にお伺いいたしたいことは、新聞、雑誌、学術刊行物等のいわゆる第三種、第四種郵便物の料金設定についてであります。現在、新聞、雑誌、学術刊行物等、国民の経済、教育の面や、文化生活の面において影響の大きいこれらの郵便物は、その重要性を認めまして、封書やはがきとともに、基本料金として、一種の封書、第二種のはがきとともに第三種、第四種として法定料金になっておるのでありまするが、この改正法案によりますれば、これを法定料金からはずしまして、省令料金に移譲しておるのでありまするが、このような本来の思想というものをどのような理由で変えられたのか、お尋ねをいたしたいのであります。

また、省令移譲につきましては、基準を設け、また郵政審議会に諮問するというパターンを条文上は一応整えておりますが、その基準たるや、封書の料金より低いものでなければならないという全く無意味な基準でありまして、歯どめとしては、とうてい機能を果たすことができないと思うのであります。

また、郵政審議会への諮問につきましても、これをチェック機関として諮問することになっておりますけれども、現在の郵政審議会の実情におきましては、はたしてこのような従来の国会の議決にかわる責務を果たし、利用者たる国民の利益擁護を期待することが可能でありましょうか。大きな疑問を抱くものであります。これは要するに、法律上は民主的な行政執行体制を擬制し、公共料金を法律から行政府の恣意にゆだねるものと断ぜざるを得ないのであります。もしこれが杞憂であるとするならば、少なくとも郵政審議会の強化についての構想をお持ちのことと思いますので、これらの点について、総理並びに郵政大臣から明確なる御所見を承りたいのであります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣（佐藤榮作君）　永岡君にお答えをいたします。

まず、今回の郵便料金の改定は、昨年末の消費者五団体の代表に対する約束に違反するとのお尋ねでありましたが、決してそのようなことはありません。私は、郵便料金のうち第三種などは上げてもよいが、はがきや封書はなるべく上げたくない。しかし、郵政事業が行き詰まりつつあるのは確かなので、いつまでもというわけにはいかないだろう。今年の問題としてはなるべく上げないようにしたい。かように申したのであります。その後、郵政審議会も郵政事業の現状と将来から見て、はがきと封書についても本年七月一日から値上げすることもやむを得ないとの答申を出されたのでありますが、政府はあえてこれを来年の二月まで据え置くこととしたのであります。以上、むしろ物価問題に対する熱意のあらわれと御了解いただきたいと思います。物価の安定、これは当面の経済政策にとって基礎的な課題として重視してまいる決意であります。

次に、郵政事業の経営形態についてでありますが、郵政審議会の答申された公社化の問題は、何ぶんにも制度の基本に触れる大きな問題であるだけに、なお時日をかけて慎重に検討したいと考えます。ただ、この答申の一つの眼目であった高い能率の発揮とサービスの向上という要請については、現行経営形態のもとにおいても十分追及さるべき課題でありますので、当面の措置として、答申に指摘された問題点の実質的改善をはかることとし、その一環として今回郵便法の一部を改正する法律案を提案したのであります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

三種、四種料金決定の省令事項切りかえにつきましては郵政大臣からお答えいたしますからお聞き取りを願います。

最後に、郵政審議会についてでありますが、私は郵政省の所掌する重要事項について、十分の御審議をいただき、諮問に対しても率直な御答申をいただいており、その業績を高く評価しております。今後とも十分の活動が確保できるよう十分配意してまいる考えでございます。

私からのお答えは以上でございます。（拍手）

〔国務大臣井出一太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（井出一太郎君）　永岡さんにお答え申し上げます。

郵政事業の経営の努力と、こういう面に配慮が足らぬのではないかというところから御所論を展

開されましたが、永岡さんも御承知のとおり、たとえば機械化でございますとか、あるいは都市における作業環境の改善とか、いろいろ努力も払ってきておるわけでございますが、先ほど提案説明にも申し上げましたように、何としても人手が八割程度基本になっておる仕事でございまして、たいへんその間苦心を払っておることは御承知のとおりであります。そこで問題は、人手に依存する以上はどうしても労使関係の安定がなければ、この仕事の遂行というものはむずかしい、これは私も全く同感でございます。したがいまして、鋭意、その間における努力を払ったわけでございますが、昨年は四月の紛争があり、十二月の紛争がございまして、たいへん一般の国民各位にも御迷惑をかけたのでありますが、私はやはりその中から教訓をくみ取らなければならない、これだけの犠牲をむだにしてはならない、こういうつもりで今日までやってまいっておるつもりであります。労使関係は、もう申し上げるまでもなく、これは相対的なものでございまして、一〇〇％相手方が悪いんだ、管理者が一〇〇％いいんだと、こういうことは私はないと思うのでありまして、それがお互いに歩み寄って、そうして話し合いをつけていく以外にはない、この考え方のもとに昨年四月、労使双方の間で確認事項というものができましたことは御承知のとおりであります。これが十分な浸透、徹底ができないうちに、また問題が持ち上がったということはたいへん残念でありますが、しかし、その中にも私は歩み寄りはだんだんとできているのではなかろうか、こういうふうに見ているわけでございまして、この正月の年賀状等が非常に心配されましたのにかかわらず、一たび話し合いがつけば、これが軌道に乗った、これは御指摘のとおりでございまして、したがいまして、これは私は前向きに進んでいる、このように心得ているのでございまして、先ほど御指摘の、それには本務者である郵政職員がほんとうにがんばったからだ、アルバイトを雇うというふうなことはむだだ、こういうようなことをおっしゃる。あの際は緊急事態でございまして、アルバイトも私はある程度必要としたと思うのでございます。これが両々相まって、ともかくあの緊急事態をこぎ抜け得たのではないか、こう考えているのでございまして、労務関係は私は郵政を遂行してまいりまするための一番基本的な問題だ、このように考えまして、御趣旨をくんでこの対策をやってまいるつもりであります。

それから、その次に御質問のありましたのは小局運営といいますか、特定局に対する永岡さんの御所論を承りました。これはあなたの御持論であると私は承知をしているのでありますが、ともかくもこの特定局は郵政事業のなかにおける一つの歴史といいますか、沿革と申しますか、こういうものがあるわけでございまして、そういう点をわれわれは第一義的には、地域の住民に対するサービスという問題からいいますと、この制度というものが非常に密着した制度である、こういうふうに考えておるわけでございます。したがいまして、特定局の運営上、統轄局にこれを集中するとか、あるいは十局ぐらいを合わせて一本にするとか、こういう管理の方式を御提案になったわけでございますが、われわれとしては、はたして永岡さんのような行き方だけでいいのかどうか、ちょっとこの点はあなたとまだ完全な一致を見ておらないのであります。

それから第二点として、公社化の問題にその次はお触れになったわけであります。これは先般、郵政審議会の答申をいただきまして、そしてわれわれもいま、これに対する十分な検討を続けておるわけでございます。郵政の仕事というものがもっと弾力化しなければならない。そのためには公社化というものも確かに検討に値する一つの方向である、こういう認識は私ども持っております。ただ、この郵便百年の歴史、ことしはちょうど百年目でございますが、これを大きく変革をするということでありまするので、やはりその間十分慎重に検討を加えなければなるまいかと、こう思うのでございます。たとえばイギリスのごとき、あるいはアメリカのごとき、公社に踏み切った。しかしながら、なおかつアメリカの昨年における、イギリスの本年におけるあの大規模なストライキ等を見るときに、まあ私どもも、もう少しこれは慎重に検討する値打ちがあるのではないか、こう考えておるのでございまして、あの御答申をいただいて、その中でとりあえずやれることは何か。もっと弾力的、機動的にやり得るものをとりあえずやろうではないか、それが一つの地ならしになるのではないか、こういうことで、今回の法律改正には、そういった部分を盛り込んでおる、このことをひとつ御承知おきを願いたいのでございます。

それから、郵便正常化ということのためのサービスを、一体何をするのか、特に標準送達制度とでも申しましょうか、こういうことを御指摘に相なったわけでございます。これは私どももできるだけ早くそれをやりたいと思うのであります。ただ御承知のように、郵便の仕事は季節的にたいへん繁閑の差がございます。あるいは一日の時間帯にも午前中はひまだけれども夕方は忙しいと、こういう差がございます上に、まあ都市の膨張に従いまして、都市近郊にまた一つの特殊事情も生まれつつある、こういうふうなことを検討しながら私は前向きにこの御提案にはお沿いをしてまいりたいと、こう思うのでございまして、現に郵便の部内ではある程度の基準というか、指針というか、この送達の標準というものは持っておるわけであります。これをもっと一般的に公表をして、そうして国民の皆さまに周知していただくというためには、もうしばらくの時間をちょうだいいたしたい、かようにに考えておるのでございます。

それから、第三種、第四種郵便物等の料金を省令にした一体積極的な理由は何か、こういうお尋

ねでございますが、これらの郵便物は新聞雑誌等の定期刊行物であるとか、農産種苗、学術刊行書のようなものでありますけれども、これは一種、二種の郵便物とは違いまして、一種、二種はこれはまさに国家独占でございます。しかし三種、四種、あるいは小包も大体同様でございますが、これは他に送達、運送の手段というものがございます。こういうふうな仕事でありますから、一種、二種とは少し違った弾力的な運営をいたしてもよいのではないか、こういう考え方に立っておる次第でございます。しかし、それも野放図に行政の立場で何でもかんでも値上げが簡単にできるというものではございません。その意味において、一条をあえて設けて、少なくとも同一の重量のものは三種、四種において第一種の料金を上回ってはならぬ、これよりも下に据え置く、こういう一本かんぬきを入れてあるということを御承知願いたいと同時に、あわせて郵政審議会にこれはきっちりと諮問申し上げて、その御意見を待って発動するということに考えておるわけでございます。

あわせて、郵政審議会については、総理からもお答えございましたが、これは御承知のように、ただいまでもたいへん適切な御答申をちょうだいしております。しかし、こういう際にその内容をもっと充実強化せよという御注文だと思いますが、同様な方向においてひとつこの際審議会のあり方というものをもっとがっちりしたものにいたしたい、これには私も同感でございます。大体お答えをいたしました。（拍手）

○副議長（安井謙君）　塩出啓典君。

【塩出啓典君登壇、拍手】

○塩出啓典君　私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました郵便法の一部を改正する法律案について、佐藤総理並びに関係大臣に対し質問をいたします。

御存じのとおり、わが国の郵便事業は明治四年に開始され、すでに百年の歴史を持ち、日本文化の向上、経済の発展のためにまことに重大な役割りを果たしてきたのであります。そして、経済、文化の発展に伴い最近における郵便物の増加は著しく、すでに年間百億通を突破しております。

一方、郵便事業を取り巻く社会情勢も著しく変貌し、円滑な郵政事業を維持していくためには、解決せねばならぬ幾多の困難が横たわっております。すなわち、郵便物の引き受けから配達に至る全過程の大部分を人力に依存している郵便事業にとって、最近の労働力の逼迫、賃金の上昇が経営状態を悪化させる要因の一つであることも、認めるにやぶさかではありません。

しかし、郵便貯金の定期の金利をはるかにこえるという異常な物価高騰の中で国民は深刻な苦しみを味わい、物価安定こそが、いまや国民の最大の願いであり、また、佐藤内閣のなさねばならぬ最重要課題であることを思うとき、今回の郵便料金値上げの法案は、あまりにも国民の気持ちを無視した安易な姿勢を示すものとして深い憤りを禁ぜざるを得ないのであります。政府は、昭和四十三年より郵便事業の機械化、省力化を目ざして、突如として郵便番号制度を導入し、昭和四十六年度予算も含め総額七十九億円、九十五台の郵便自動読み取り区分機を導入したのであります。しかも、この一方的な政府の方針に対し、国民は郵便番号の記入という協力を惜しまなかったにもかかわらず、郵便事業はますます国民の期待を裏切っております。昨年の年末闘争では、史上最高の郵便物滞貨を生じ、年賀郵便も満足に届かず、国民の不信の声は増大したのであります。そういう状況の中で佐藤内閣が郵便料金の値上げ案を発表したことは、まことに国民の気持ちを踏みにじり、三百議席にあぐらをかいた姿であると言わなければなりません。連日の新聞の投書欄で、国民はこの政府の姿勢を強く攻撃したことは、佐藤総理も当然御存じでありましょう。国民の意思を尊重するのが民主主義であるならば、すみやかに値上げ案を撤廃し、まず国民の納得するだけの企業努力を真剣に行なうことこそ先決であります。総理の御見解をお伺いしたい。

また、国民の負担増のもとで行なわれた郵便番号制実施の効果について郵政当局は国民に説明すべき義務があると思うが、郵政大臣にお伺いしたいのであります。昭和三十九年十一月、郵政審議会が郵便事業近代化に関する答申を出しております。すでに六年以上も前から今日のような労働力の逼迫は十分に予想され、その対策としてこの答申が提出されたのでありますが、幾多の点において政府は企業努力を怠ってきているのであります。すなわち答申は、労働力の逼迫に備え、局外の作業においても女子労働者の採用を提案しておりますが、六年後の今日でさえ、郵便外務員においては、女子労働者は皆無に近い現況であります。自衛官、警官すら女性が登場し、希望者が殺到していると言われています。一部の局では高校卒の若い女性を外務員として臨時採用し、職場の空気を明るくし、その勤務ぶりは好評であると聞いておりますが、政府はもっとこれらの女子労働者の採用を積極的に推進すべきであると思いますが、郵政大臣の見解をお聞きしたい。

また、同答申には、送達速度の公表による国民へのサービスや、配達業務を円滑に行なうための住居表示制度の改革が提案されておりますが、これらについても全く不十分であります。特に名古屋地区の住居表示は全体の一〇％しか整理されておらず、番地が八文字という長い数字であるため、配達業務の円滑化をとめているのであります。答申が出されてすでに六年も経過したことを思うとき、政府の態度はまさに怠慢と言わなければなりません。いつまでに整理を完了するのか、郵政大臣、自治大臣の見解を承っておきたい。

また、先ほども質問のありました労使関係の正常化でありますが、いまや年中行事化とさえ言わ

れる労使の紛争が国民に大きな迷惑を及ぼしていることは周知の事実であります。しかし、郵政当局は、今日まで常にその責任を労組に転嫁し、口先では管理者の側をも戒めるなどと、りっぱなことを言っても、心の底から何ら反省をしていないことは事実がはっきりと証明をしております。これでは幾ら値上げをしても、混乱の解決の道はあり得ません。郵政審議会の藤井委員長も「民間経営者の立場から見れば、郵政省の労務管理は落第である」と、はっきりと指摘しております。当局はいさぎよく非を改め、労使関係を正常化することこそ急務であります。これらの事態に対し、当局はどのように対処してきたのか、今後どう解決するつもりか、郵政大臣の見解をお伺いしたい。

また、今回の郵便料金の値上げは、僻地に住む人々の新聞などの定期刊行物の利用をはばむ大きな要因となることであります。これらの郵便物料金は、公共的性格のもとに低料郵送になっておるのでありますが、本案は、郵便利用者のみに赤字の解決を転嫁したという点、まことに不当であると思うのであります。そのほか、特に身体障害者の恵まれない人々の心のささえを無残にも奪い取ることになることを総理は御承知でありましょうか。すなわち、外出も自由にならない全国の身障者同士が、お互いに励まし合っている身障者の会のパンフレット「心の灯」や、国立身障センターの「更友会誌」、脳性麻痺者の会の「青い芝の会」等々の会報が、発行日数が足りないため第三、第四種の扱いが受け付けられず、今回の値上げにより二十五円が四十円となるため発行回数を減らさなければならないという事態となっております。国全体の通数から見れば、幾らでもないこの種の郵便に対し特別な措置を講ずべきであります。人間性尊重ということばが佐藤内閣の飾りにすぎないのでないならば、もっときめこまかい配慮があってしかるべきであると思うが、総理の見解をお聞きしたいのであります。

次に、本改正案において、封書とはがき以外のすべての料金を法律事項から省令事項へ移そうとする点であります。すなわち、事業の弾力的運用の名のもとに、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上で省令できめようとすることであります。今回これが省令に移されれば、封書とはがき以外の郵便料金の決定は郵政大臣の自由裁量となり、赤字を理由にいつでも値上げができる体制となるのであります。これではますます国民から遊離した郵政事業となり、国会軽視もはなはだしいと思うのでありますが、郵政大臣の責任ある答弁を求めます。

最後に、「事業は人なり」ということばがございますが、特に人手を主力とする郵政事業においてはそのとおりであると思います。一人一人の職員が希望と生きがいを持って働くことのできる環境をつくらずして郵政事業の前進はあり得ないことを強調したいのであります。政府がこの問題に真剣に取り組まず、ただ郵便料金値上げのみに真剣になっている姿は、まさに本末転倒であり、底の抜けたおけに水を入れるごときものであることを指摘し、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣（佐藤榮作君）　まず、昭和三十九年の郵便事業経営の近代化に関する答申にもかかわらず、今日まで全く合理化のための努力がなされていないとのおしかりでありましたが、決してさようなことはございません。詳細につきましては郵政大臣からお答えいたしますが、その後、郵便番号制の全面的実施や自動読み取り区分機等の導入による作業機械化の推進、さらには送達速度の安定向上のための郵便物の航空機輸送の拡張や集中処理局の建設など、各般にわたる合理化、近代化、省力化の努力を行なってまいったところであります。にもかかわらず、今回郵便料金の改定を行なわざるを得なくなったのは、郵便事業は省力化を行ないましても、なお人力に依存する度合いが高く、必要労働力を確保し、生産性向上のための設備の改善充実を行なうために必要な財源を調達する必要があったからであります。なお、今後におきましても全力をあげて事業の近代化、合理化に企業努力を行なうべきことはもちろんのことであり、今回の改正はその努力を前提とした必要最小限度のものであることを御了承いただきたいと存じます。

次に、身体障害者や僻地住民の郵便料金について特例が考えられないかとのお尋ねがありました。率直に申しまして、僻地住民に発送する郵便物を特別扱いすることは実際問題として不可能であります。身体障害者の場合、御質問のような事例については、できれば何とかしたいという気持ちはいたしますが、実際問題として、実務上困難な問題が多いと予想されます。なお、この問題につきましては慎重に検討してみたいと考えますが、当面、社会的に恵まれない方々一般に対する社会保障の充実強化の問題として留意してまいる所存であります。

以上、お答えいたします。（拍手）

〔国務大臣井出一太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（井出一太郎君）　塩出さんにお答えいたします。

先ほど永岡さんにお答えした部分は少し簡略にいたしますが、御了承を願いたいと思います。

まず、郵便番号制でございますが、これを採用しましてちょうど三年目を迎えました。この間、国民の皆さんの非常な深い御理解のもとに、たいへんな御協力をいただいておりまして、現在では全郵便物の約八割くらいが番号を書いていただいておるのでございます。そこで、これが記入されますと、機械化の線に乗せる上にたいへん便利でございまして、現在、郵便番号自動読み取り区分機、これは全国の二十二の郵便局に三十五台配属をいたしまして、本年も継続して拡充をしていくわけでございます。この番号制度の効果は、ただいま郵便の省力化にたいへん御協力をいただいて

おるということを申し上げる次第であります。

それから労使関係改善の問題については、先ほど永岡さんにお答えいたしましたが、これはもう労使双方がこの事業の公共性とその使命を自覚いたしまして、お互いに相手方の立場を尊重するということで努力をしてまいる必要があるわけであります。決して労働組合だけに酷なことをしいるというのではなく、郵政当事者も十分にえりを正して、みずからを省みると、こういうことで、今後さらに両者の接近をはかり、正常化に努力をしてまいりたい、こういうつもりでおるわけでございます。

女子職員の採用を積極的にするようにと、こういう非常な前向きな御発言をちょうだいいたしましたが、これは私ども現に団地におけるママさん配達といいますか、これを実施をいたしまして、現在五百人ぐらいの方にお力添えをいただいておりまして、何か明るいものを与えておるという感じでございます。これは単にそういった臨時職員というだけでなく、もう少し職場の中に正規の職員として採用、登用する、こういうことも実は考えておりまして、漸次その緒についておるわけでございます。これはひとつ積極的に推進をしてまいる所存でございます。

住居表示の問題については、ちょうど自治大臣もここにおいでになっておられますが、これは自治省と相携えまして積極的に推進をする所存でございまするし、また郵政省もこのためには何がしかの負担をいたしまして、そしてこの表示の普及に努力をいたしておるわけでございます。

第三種、四種の問題についてお触れになりましたが、これは先ほどお答えをしたとおりでありますが、特に堀出さんからは僻地の問題、あるいは身体障害者の問題、こういった点にお触れになったわけでありますが、これは総理からお答えをいたしたとおりであります。そこで、総括的にお答えいたしますならば、企業努力に全力をあげて取り組め、こういう仰せでありますが、これはもうそのとおりでございまして、人力に依存する度合いが非常に大きい事業でありますものの、そのための労働力を確保し、生産性を向上するためには一体どうすればいいのか。たとえば施設の改善もその一つでございましょうし、特に都会地が雇用難でございますが、そういう人々に対する宿舎の整備だとかいうふうなことには、本年度も相当な予算を計上しておるわけでございます。それにしましても、どうも先立つものはお金だというようなことになりまして、たいへん窮屈な郵政財政から言いますと、今回程度の値上げはどうしてもごしんぼういただかなければならぬ、このことを御理解いただくことをお願い申し上げて御答弁といたします。（拍手）

〔国務大臣秋田大助君登壇、拍手〕

○国務大臣（秋田大助君）　住居表示の乱雑性がわが国の日常生活に不便である、また郵便配達上もいろいろ不都合があったことは事実でございます。そこで、これを整備改善しようという法律が昭和四十二年に出ておりまして、住居表示に関する法律でございます。これに基づきまして事業実施計画を立てました市区町村が、日本全体で三百八十八団体あります。この三百八十八団体が住居表示の整備改善をいたしますと大体不都合がなくなるという勘定でございますが、このうちで事業を完了したものが百二十九、まだ事業実施中のものが二百五十九ということになっております。そこで、この百二十九を完了したのでありますが、これは大体どういう実施率になるかと申しますと、面積で申しまして五三・九％の実施率だということになっております。約半分でございまして、半分まだ事業が完成されていないという勘定になります。そこで、これをなるべく早く、一日も早く、この住居表示の整備改善事業を完遂しなければなりませんので、われわれといたしましては関係方面とも連絡をいたしまして、まあ二、三年、昭和四十八、九年までにはぜひ完了いたしたい、こういう考え方のもとにせっかく指導をいたしておる次第でございます。（拍手）

○副議長（安井謙君）　これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長（安井謙君）　日程第三、証券取引法の一部を改正する法律案。

日程第四、外国証券業者に関する法律案。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

日程第五、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件。

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（安井謙君）　御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長柴田栄君。

審査報告書

証券取引法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年二月二十三日

大蔵委員長　柴田　栄

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるわが国経済の国際化の進展および証券市場の規模拡大等のすう勢にかんがみ、投資者保護の徹底、企業の長期資金調達の円滑化および証券市場の秩序維持に資するため、粉飾決算に対する民事責任の所在の

明確化その他企業内容開示制度に関する規定の整備を図るとともに、有価証券の公開買付けの規制に関する制度を新たに設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は本法施行に当り、投資者保護の徹底と企業の資金調達の適正化に資するため、左記事項に留意すべきである。

一、企業内容開示制度の整備改善の趣旨に則り、その運用に当つては、粉飾決算の防止に万全を期するとともに、粉飾を発見した場合はすみやかに厳正な措置を講ずること。

二、公開買付けの規制の運用に当つては、公益または一般投資者保護の見地から十分に配意することとし、別途必要な場合には国内産業、消費者保護等について十分に考慮すること。

三、わが国企業の長期資金調達の円滑化を図るとともに、自己資本の充実に資するため、公社債市場の育成、その他必要な措置について積極的に検討を加えること。

右決議する。

証券取引法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年二月十六日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

証券取引法の一部を改正する法律案

証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

証券取引法目次中「第二章　有価証券の募集又は売出に関する届出」を「第二章　有価証券の募集又は売出に関する届出　第二章の二　有価証券の公開買付けに関する届出」に改める。

第三条第一項中「前条第一項第一号乃至第三号」を「前条第一項第一号から第三号まで」に、「については、これを」を「並びにこれらの有価証券以外の有価証券で政令で定めるものについては」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項を次のように改める。

有価証券の募集又は売出しは、発行者が当該募集又は売出しに関し大蔵大臣に届出をしているものでなければ、することができない。ただし、発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで大蔵省令で定めるものについては、この限りでない。

第四条第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「同項本文」に、「を適用されない」を「の適用を受けない」に改め、「ことととなる有価証券の」の下に「募集若しくは売出しをし、又は当該募集若しくは売出しに係る有価証券を取得させ若しくは売り付ける場合に使用する」を加え、「当該有価証券」を「当該募集又は売出し」に、「旨」を「もの」である旨」に改め、同条第三項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「同項本文」に、「を適用されない」を「の適用を受けない」に、「売出」を「売出し」に、「行われ」を「行なわれ」に改め、同項ただし書中「但し、募集又は売出券面額」を「ただし、発行価額又は売出価額」に改め、「有価証券」の下に「の募集又は売出し」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行なわれる場合には、当該募集又は売出しに関する前項の規定による届出は、その日の四十日前までにしなければならない。ただし、有価証券の発行価格又は売出価格その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

第五条第一項中「有価証券に関する」を「募集又は売出しに関する」に改め、「大蔵大臣が」を削り、「且つ適当であると認めて」を「かつ適当なものとして」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項中「、目論見書及び「大蔵大臣が」を削り、「且つ適当であると認めて」を「かつ適当なものとして」に改める。

ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、届出書に記載すべき事項のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しないで提出することができる。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条　次の各号に掲げる有価証券の発行者は、第四条第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、前条の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一　証券取引所に上場されている有価証券　当該証券取引所

二　流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券　政令で定める証券業協会

第七条　第四条第一項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情があるときは、届出者（会社の成立後は、その会社。以下同じ。）は、訂正届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めたときも、同様とする。

第八条第一項中「届出書」の下に「（同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条の規定による訂正届出書。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「場合においては」を「場合における同項の規定の適用については」に改め、同条第三項中「第一項第二項」及び「記載によつて当該有価証券の」を削る。

第九条第一項中「第五条第一項第二項又は」を「第五条若しくは」に、「行わせ」を「行なわせ」に改め、同条第四項中「これをなす」を「する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その日以後に第七条の規定により提出される訂正届出書については、この限りでない。

第十一条を次のように改める。

第十一条　大蔵大臣は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載がある場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該有価証券届出書又はその届出者がこれを提出した日から一年以内に提出する第五条第一項に規定する届出書について、届出者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し、公益又は投資者保護のため相当と認められる期間、その届出の効力の停止を命じ又は第八条第一項に規定する期

間を延長することができる。

前項の規定による処分があつた場合において、大蔵大臣は、同項の記載につき第七条又は前条第一項の規定により提出された訂正届出書の内容が適当であり、かつ、当該届出者の発行する有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付けても公益又は投資者保護のため支障がないと認めるときは、前項の規定による処分を解除することができる。

第十二条中「第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に」を「第七条、第九条第一項又は」に、「場合及び前条の規定により訂正届出書がその訂正の効力を生じた場合に、これを」を「場合に」に改める。

第十三条第一項中「第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた」を「その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける」に、「当該有価証券の」を「当該」に、「売出」を「売出し」に改め、同条第二項中「に記載された内容と同一の内容」を「（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき内容のうち、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるもの」に改め、同条第三項を次のように改める。

第四条第一項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行なう有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち大蔵省令で定めるものを省略して記載することができる。

第十三条第四項中「大蔵大臣が」を「第一項の目論見書には、」に、「且つ適当であると認めて」を「かつ適当なものとして」に改め、「については、これ」及び「目論見書に」を削り、同条第五項中「売出」を「売出し」に、「、第二項若しくは前項」を「、前三項」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条　削除

第十五条　発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売出しにより取得させ又は売り付けてはならない。

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人又は証券会社は、前項に規定する有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、証券会社が他の証券会社に取得させ又は売り付ける場合は、この限りでない。

前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（証券取引所に上場されているものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から三箇月（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ又は売り付ける場合に準用する。

第十八条第一項中「生ぜしめ」を「生じさせ」に改め、「は、当該有価証券を」の下に「当該募集又は売出しに応じて」を加え、「責」を「責め」に、「但し」を「ただし」に、「申込」を「申込み」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定は、第十三条第一項の規定により作成した目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、前項中「有価証券届出書の届出者」とあるのは「目論見書を作成した発行者」と、「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて」と読み替えるものとする。

第十九条を削り、第二十条第一項中「第十八条第一項」を「前条」に、「責」を「責め」に改め、「（当該有価証券の募集価格又は売出価格に取得した有価証券の数を乗じた額を超えないものとする。）」を削り、「左の」を「次の」に、「当該有価証券の事実審の口頭弁論終結の」を「前条の規定により損害賠償を請求する」に改め、同条第二項中「有価証券届出書の届出者」を「前条の規定により賠償の責めに任ずべき者」に、「有価証券届出書に」を「、有価証券届出書又は目論見書のうちに重要な事項について」に、「生ぜしめ」を「生じさせ」に、「因つて」を「よつて」に、「因り」を「より」に、「責」を「責め」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「有価証券届出書のうち」を「有価証券届出書又は目論見書のうちに」に、「生ぜしめ」を「生じさせ」に、「、又は相当な注意をもつて」を「又は相当な注意を以て」を「又は相当な注意をもつてしても」に、「行わない」を「行なわない」に、「に関し」を「の募集又は売出しに係る」に、「から三年間」を「又は当該目論見書の交付があつた時から五年間」に改め、「第十条第一項」の下に「又は第十一条第一項」を加え、「場合においては」を「場合には」に、「これを算入しない」を「算入しない」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条　有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知つていたときは、この限りでない。

一　当該有価証券届出書を提出した会社のその提出の時における役員（その提出が会社の成立前にされたときは、当該会社の発起人）

二　当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該有価証券届出書に係る第百九十三条の二第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

四　当該募集に係る有価証券の発行者又は第二号に掲げる者のいずれかと元引受契約を締結した証券会社

前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

一　前項第一号又は第二号に掲げる者　記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。

二　前項第三号に掲げる者　同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。

三　前項第四号に掲げる者　記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類に係る部分以外の部分については、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。

第一項第一号及び第二号並びに前項第一号の規定は、第十三条第一項の規定により作成した目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の

記載が欠けている場合に準用する。この場合において、第一項中「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて」と、「当該有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「当該目論見書を作成した会社」と、「その提出」とあるのは「その作成」と読み替えるものとする。

第一項第四号において「元引受契約」とは、有価証券の発行者若しくは所有者（証券会社を除く。以下この項において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を売出しの目的をもつて取得し、又は有価証券の募集若しくは売出しに際して当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とする契約をいう。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、前条第一項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者の発行する有価証券を取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

前条第二項第一号又は第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。

第二十三条第一項中「、有価証券」の下に「の募集又は売出し」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、「第十条第一項」の下に「若しくは第十一条第一項」を加え、「以て」を「もつて」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　次に掲げる有価証券の発行者である会社は、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員に関する事項、当該会社の発行する有価証券に関する事項その他の事項で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）三通を、当該事業年度経過後三箇月以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる有価証券の発行者である会社で、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けたものは、この限りでない。

一　証券取引所に上場されている有価証券

二　流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券

三　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文の規定の適用を受けた有価証券（前二号に掲げるものを除く。）

前項の規定の適用を受けない会社の発行する有価証券が同項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなつたときは、当該会社は、大蔵省令で定めるところにより、その該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書三通を、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

有価証券報告書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

第六条の規定は、前三項の規定により有価証券報告書及びその添附書類が提出された場合に準用する。

第二十四条の次に次の四条を加える。

第二十四条の二　第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、有価証券報告書及びその添附書類について準用する。この場合において、同項中「提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項の規定による届出の効力の停止」とあるのは、「提出」と読み替えるものとする。

有価証券の発行者である会社は、前項において準用する第七条又は第十条第一項の規定により有価証券報告書の記載事項のうち重要なものについて訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、その旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告をしなければならない。

第六条の規定は、第一項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により有価証券報告書又はその添附書類について訂正報告書が提出された場合に準用する。

第二十四条の三　第十一条の規定は、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書（その訂正報告書を含む。次条において同じ。）を提出した者が当該記載について前条第一項において準用する第七条の規定により訂正報告書を提出した日又は同項において準用する第十条第一項の規定により訂正報告書の提出を命ぜられた日から一年以内に提出する第五条第一項に規定する届出書について準用する。

第二十四条の四　第二十二条の規定は、有価証券報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。

第二十四条の五　第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その事業年度が一年である場合には、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六箇月間の当該会社の営業及び経理の状況その他の事項で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを記載した報告書（以下「半期報告書」という。）三通を、当該期間経過後三箇月以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その発行する有価証券の募集又は売出しが外国において行なわれるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定める場合に該当することとなつたときは、大蔵省令で定めるところにより、その内容を記載した報告書（以下「臨時報告書」という。）三通を、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十四条の二第一項の規定は、半期報告書及び臨時報告書について準用する。

第六条の規定は、第一項又は第二項の規定により半期報告書又は臨時報告書が提出された場合及び前項において準用する第二十四条の二第一項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定によりこれらの報告書の訂正報告書が提出された場合に準用する。

第二十五条第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

一　有価証券届出書　五年

二　有価証券報告書及びその添附書類並びにこれらの訂正報告書　五年

三　半期報告書及びその訂正報告書　三年

四　臨時報告書及びその訂正報告書　一年

第二十五条第二項中「は、有価証券届出書の写並びに前条に規定する報告書及び訂正報告書の写」を「で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写し」に、「これを」を「これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、」に改め、同条第三項中「証券取引所は」を「証券取引所及び政令で定める証券業協会は」に改め、「第十二条」の下に

「、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び前条第四項」を、「含む」の下に「。第五項において同じ」を加え、「届出書類の写並びに前条の規定により提出された報告書及び訂正報告書の写」を「第一項各号に掲げる書類の写し」に、「当該証券取引所」を「その事務所」に、「これを」を「これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、」に改め、同条第五項中「（第十二条において準用する場合を含む。）」を削り、「届出書類の写又は前条の規定により報告書若しくは訂正報告書の写」を「第一項各号に掲げる書類の写し」に改め、「証券取引所」の下に「又は政令で定める証券業協会」を加え、「部分は、これを当該書類」を「部分をこれらの書類の写し」に改め、同条第六項を削る。

第二十六条中「且つ」を「かつ」に改め、「届出者」の下に「、有価証券報告書の提出者」を加える。

第二十七条中「第五条乃至第十二条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十四条」を「第五条から第十三条まで及び第十五条から前条まで」に改め、「、これを」を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　有価証券の公開買付けに関する届出

第二十七条の二　不特定かつ多数の者に対する株券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章において「株券等」という。）の有価証券市場外における買付け（有価証券との交換を含む。以下この章において同じ。）の申込み又はその有価証券市場外における売付け（有価証券との交換を含む。）の申込みの勧誘（以下この章において「公開買付け」という。）は、当該公開買付けによる株券等の買付けをしようとする者が、政令で定めるところにより、当該公開買付けに係る買付けの期間、買付価格その他大蔵省令で定める事項を記載した書面及び大蔵省令で定める添附書類（以下「公開買付届出書」という。）を提出して大蔵大臣に届出をし、かつ、当該届出がその効力を生じているものでなければ、することができない。ただし、その態様その他の事情を勘案して届出の必要がないものとして政令で定める公開買付けについては、この限りでない。

第七条から第十一条までの規定は、前項の規定による届出及び公開買付届出書について準用する。この場合において、第八条第一項中「同項ただし書に規定する事項」とあるのは「大蔵省令で定める事項」と、「三十日」とあるのは「十日」と、第十条第一項中「有価証券届出書」とあるのは「公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条第一項及び第二十三条第一項において同じ。）」と、「虚偽」とあるのは「第二十七条の四第三項に規定する条件及び方法と異なる内容若しくは虚偽」と、第十一条第一項中「有価証券届出書」とあり又は「第五条第一項に規定する届出書」とあるのは「公開買付届出書」と、「虚偽」とあるのは「第二十七条の四第三項に規定する条件及び方法と異なる内容又は虚偽」と、同条第二項中「有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付けても」とあるのは「公開買付けによる株券等の買付けをしても」と読み替えるものとする。

第二十七条の三　前条第一項の規定による届出をした者（以下この章において「公開買付者」という。）は、当該届出がその効力を生ずる時までに、当該届出に係る公開買付届出書（当該届出がその効力を生ずることとなる日前に前条第二項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により提出される訂正届出書を含む。次項において同じ。）の写しを当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社に送付しなければならない。

公開買付者は、前条第一項の規定による届出がその効力を生じたときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、当該届出に係る公開買付届出書に記載すべき内容のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合には、当該公開買付届出書の写しを当該各号に掲げる者に送付しなければならない。

一　証券取引所に上場されている株券等　当該証券取引所

二　流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等　政令で定める証券業協会

前二項の規定は、前条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に同条第二項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書が提出された場合に準用する。この場合において、第一項中「当該届出がその効力を生ずる時までに」とあり、又は前項中「前条第一項の規定による届出がその効力を生じたときは、遅滞なく」とあるのは、「当該訂正届出書を提出したときは、遅滞なく」と読み替えるものとする。

第二十七条の四　公開買付者（その者のために公開買付けによる買付けに係る事務を取り扱う者で政令で定めるものを含む。第三項及び次条において同じ。）は、その公開買付けにつき第二十七条の二第一項の規定による届出がその効力を生じており、かつ、前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告をした後でなければ、当該公告に係る公開買付けによる株券等の買付けをしてはならない。

公開買付者及びその関係者で政令で定めるものは、第二十七条の二第一項の規定による届出がその効力を生じた日から次項第一号の買付けの期間が終了する日までの間は、当該公開買付けに係る株券等については、公開買付けによらないで買付けをしてはならない。ただし、買付けの態様その他の事情を勘案して政令で定める場合は、この限りでない。

公開買付者は、次に掲げる事項について公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める条件及び方法により、公開買付けによる株券等の買付けを行なわなければならない。

一　買付けの期間

二　買付価格

三　契約の解除

四　買付けに係る受渡しその他の決済

五　前各号に掲げる事項のほか、買付けに関し必要な事項

第二十七条の五　公開買付者は、公開買付けによる株券等の買付けをする場合には、あらかじめ当該公開買付けに関する説明書を交付しなければならない。

第十三条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する公開買付けに関する説明書について準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項に規定する届出書」とあるのは「公開買付届出書」と、同条第五項中「有価証券の募集又は売出し」とあるのは「株券等の公開買付け」と読み替えるものとする。

第二十七条の六　第二十七条の二第一項の規定による届出がされた公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員は、当該公開買付けに関する意見を広告により一般に表示し又は当該会社の株主に対し文書で表示しようとする場合には、政令で定めるところに従うとともに、当該表示の内容を記載した文書をあらかじめ大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の七　大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、公開買付届出書及びその訂正届出書を大蔵省に備え置き、当該公開買付届出書に係る届出がその効力を生じた日（同日以後に提出される当該訂正届出書については、大蔵大臣がこれを受理した日）から一年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により送付された前項に規定する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの送付を受けた日から一年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

第二十七条の八　第二十三条の規定は公開買付けについて、第二十六条の規定は公開買付者及びその関係者について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「第四条第一項」とあるのは「第二十七条の二第一項」と、「有価証券届出書」とあるのは「公開買付届出書」と読み替えるものとする。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二十七条の二第一項の規定による届出がされた公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

第九十八条中「基いて」を「基づいて」に、「なした」を「した」に改め、「十万円以下の」を削る。

第百十八条を次のように改める。

第百十八条　削除

第百二十九条第二項中「十万円以下の」を削る。

第百八十五条第一項中「第二十六条」の下に「（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百九十三条の二第一項中「株式」を「有価証券」に改め、「財務計算に関する書類」の下に「で大蔵省令で定めるもの」を加え、同条第五項中「この法律の規定により大蔵大臣に提出される貸借対照表、損益計算書その他の」を「第一項に規定する」に、「行わせ」を「行なわせ」に、「大蔵大臣に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で」を「当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で」に、「ものは、これを受理しない旨を決定する」を「ものの全部又は一部を受理しない旨の決定をする」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第百九十七条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二　第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条の二第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

第百九十八条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「必要とする有価証券」の下に「の募集又は売出し」を加え、「の効力が生じて」を「が受理されて」に、「当該有価証券の」を「当該」に、「取扱」を「取扱い」に、「売出」を「売出し」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第六条（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出した者

第百九十八条第二号中「第十五条第一項」の下に「（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項」を加え、同条に次の三号を加える。

三　第二十四条第一項から第三項まで（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその添附書類又は第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

四　第二十四条第三項、第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の五第一項から第三項まで（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による添附書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書又は第二十七条の二の規定による公開買付届出書若しくはその訂正届出書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

五　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの公衆縦覧にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆に縦覧した者

第二百条中「左の」を「次の」に、「これを六月」を「六月」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一　第六条（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出しない者

二　第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の七　第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者

二の八　第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

第二百五条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「第四条第三項」を「第四条第二項若しくは第四項の規定」に改め、「、第十四条第二項において準用する第十三条第五項、第十五条第二項」を削り、「、第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）」を「若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）」に、「第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者」を「第二十四条の二第一項において準用する第十条第一項若しくは第二十四条の二第一項において準用する第九条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者

二の四　第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

二の五　第二十七条の二第二項において準用する第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書を提出しない者

二の六　第二十七条の三第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

二の七　第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者

二の八　第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

第二百五条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「第四条第三項」を「第四条第二項若しくは第四項の規定」に改め、「、第十四条第二項において準用する第十三条第五項、第十五条第二項」を削り、「、第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）」を「若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）」に、「第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）」において準用する同条第二項の規定又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第二号及び第二号の二を次のように改める。

二　第二十七条の三第一項、第二十七条の五第一項、同条第二項において準用する第十三条第五項、第二十七条の六又は第二十七条の八第一項において準用する第二十三条第二項の規定に違反した者

二の二　第二十七条の三第二項又は同条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による書類の写しを送付しない者

第二百五条第三号中「第二十六条」の下に「（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合をを含む。）、第二十七条の八第二項」を加え、同条第十五号中「第二十六条」の下に「（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百七条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者」に、「第百九十七条第二号第三号、第百九十八条乃至第二百条」を「第百九十七条第一号の二から第三号まで、第百九十八条から第二百条まで」に、「外」を「ほか」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百八条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に募集又は売出しを開始した改正前の証券取引法（以下「旧法」という。）第三条第二項に規定する有価証券については、なお従前の例による。

3　改正後の証券取引法（以下「新法」という。）第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十三条までの規定は、附則第五項に定めるものを除き、施行日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（同日前にした旧法第四条第一項の規定による届出に係るものを除く。）及び当該募集又は売出しに係る有価証券の取引について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し及び同日前にした旧法第四条第一項の規定による届出に係る有価証券の募集又は売出しで同日以後に開始するもの並びにこれらの募集又は売出しに係る有価証券の取引については、なお従前の例による。

4　担保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（転換社債券を除く。）の募集又は売出しは、新法第四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、同項の規定による届出をしないで、することができる。

5　新法第四条第二項の規定は、施行日から四十日を経過する日までの間における一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行なわれる有価証券の募集又は売出しについては、適用しない。

6　新法第二十四条から第二十四条の四までの規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る新法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書（その添附書類及びこれらの訂正報告書を含む。以下この項において同じ。）又は同日以後に同条第二項に規定する事実が生じた場合の同項の規定による有価証券報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る旧法第二十四条第一項の規定による報告書（その訂正報告書を含む。以上「旧有価証券報告書」という。）については、なお従前の例による。

7　施行日前にその募集又は売出しにつき旧法第四条第一項の規定による届出があつた有価証券の発行者である会社は、同日において新法第四条第一項本文の規定の適用を受けた有価証券の発行者である会社とみなして、新法第二十四条第一項の規定を適用する。

8　新法第二十四条の五第一項に規定する会社は、施行日の属する事業年度については、同項の規定による半期報告書を提出することを要しない。

9　施行日前に終了した事業年度に係る旧法第百十八条第一項の規定による報告書（その訂正報告書を含む。以下「上場有価証券報告書」という。）については、なお従前の例による。

10　附則第三項及び第六項並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされる有価証券の募集又は売出しに係る有価証券届出書、旧有価証券報告書及び上場有価証券報告書並びにこれらの書類の写しの公衆縦覧については、なお従前の例による。

11　施行日前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる有価証券の募集又は売出しに係る有価証券の取引、旧有価証券報告書、上場有価証券報告書及び前項の公衆縦覧に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十二号及び第十一条第六号中「発行」の下に「又は公開買付け」を加え、「又は」を「及び有価証券に関する」に改める。

審査報告書

外国証券業者に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年二月二十三日

大蔵委員長　柴田　栄

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、資本取引の国際化および証券業の資本自由化の進展に即応し、わが国の資本市場の健全な発展に資するため、外国証券業者が本邦内において証券業を営むことができるみちを開くとともに、公益または投資者保護の見地からその営業活動に対し適正な規制を行なうための措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

外国証券業者に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年二月十六日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

外国証券業者に関する法律案

外国証券業者に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　免許等（第三条―第十六条）
第三章　業務及び財務（第十七条―第二十六条）
第四章　雑則（第二十七条―第三十二条）

第五章　罰則（第三十三条―第三十九条）
附則
第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、外国証券業者が国内の支店において証券業を営むことができるみちを開き、その営業活動につき適正な規制を加えることにより、資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　外国証券業者　外国の法令に準拠し、外国において証券業を営む者（証券会社を除く。）をいう。
二　外国証券会社　次条第一項の免許を受けた外国証券業者をいう。
三　有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し又は証券会社　それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項から第四項まで又は第九項（定義）に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出又は証券会社をいう。
四　証券業　証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為（以下「証券取引行為」という。）のいずれかを行なう営業をいう。
五　国内　この法律の施行地をいう。
第二章　免許等
（営業の免許）
第三条　外国証券業者は、証券取引法第二十八条第一項（証券業の免許）の規定にかかわらず、国内に設ける支店ごとに大蔵大臣の免許を受けた場合に限り、当該支店において当該免許に係る証券業を営むことができる。
2　前項の免許を受けない外国証券業者は、国内にある者を相手方として証券取引行為を行なつてはならない。ただし、証券会社を相手方とする場合その他の場合で政令で定める場合は、この限りでない。
3　第一項の免許は、次に掲げる四種類とする。
一　有価証券の売買を行なう業務の免許
二　有価証券の売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに有価証券市場（証券取引法第二条第十二項（定義）に規定する有価証券市場をいい、これに類する有価証券の市場で外国に所在するものを含む。）における売買取引の委託の媒介、取次ぎ及び代理を行なう業務の免許
三　有価証券の引受け及び売出しを行なう業務の免許
四　有価証券の募集及び売出しの取扱いを行なう業務の免許
4　証券取引法第二十九条（免許の条件）の規定は、第一項の免許について準用する。
（免許の申請）
第四条　前条第一項の免許を受けようとする者は、当該免許を受けて業務を営もうとする支店につきその業務を担当する代表者（以下「支店の代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。
一　商号及び本店の所在の場所
二　資本の額
三　役員（取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ。）の役職名及び氏名
四　当該支店の名称及び所在の場所
五　当該支店の代表者の氏名及び国内の住所
六　受けようとする免許の種類
七　免許申請に係る業務と同種類の業務を開始した年月日
八　本店及び当該支店以外の営業所の名称及び所在の場所
2　前項の免許申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。
一　定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものを含む。）並びに業務の内容及び方法を記載した書類
二　当該支店の会社登記簿の謄本及び当該支店における業務の方法を記載した書類
三　その他大蔵省令で定める書類
（免許の審査基準）
第五条　大蔵大臣は、第三条第一項の免許をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一　免許申請者及びその申請に係る支店（以下次条までにおいて「予定支店」という。）がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該免許申請者及び当該予定支店の業務の収支の見込みが良好なものであること。
二　免許申請者及びその予定支店が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。
三　免許申請に係る証券業が、その営まれる地域における有価証券の取引の状況、証券会社及びその営業所の数、外国証券会社の支店（第三条第一項の免許を受けた支店をいう。以下同じ。）の数その他その地域における経済の状況に照らして、必要かつ適当なものであること。
（免許の拒否要件）
第六条　大蔵大臣は、免許申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の免許をしてはならない。
一　株式会社と同種類の法人でないとき。
二　免許申請に係る業務と同種類の業務を三年以上継続して営んでいる外国証券業者でないとき（政令で定める場合に該当するときを除く。）。
三　法令上、すべての種類の有価証券に係る証券取引行為のいずれかを、その業務とともに営業として行なうことが認められない者の営む当該業務と同種類の業務を営んでいる者又はその者と密接な関係を有する者として政令で定める要件に該当する者（これらの者のうち政令で定める者を除く。）であるとき。
四　第十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した資本の額が、免許の種類、業務の態様及び予定支店の所在地に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして、証券取引法第三十二条第一号（免許の拒否要件）に規定する政令で定めるところに準じて政令で定める金額以上の法人でないとき。
五　証券取引法若しくはこの法律（以下「国内証券法」と総称する。）の規定又はこれに相当する外国の法令の規定（以下「外国証券法令の規定」という。）により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。第七号ロにおいて同じ。）に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。
六　その受けているすべての種類の免許若しくは申請に係る免許と同一種類の免許が第十二条第一項の規定により取り消され、又はその本店の所在する国において受けているすべての種類の証券業に係る免許（当該免許に類す

る許可、登録その他の行政処分を含む。以下「免許等」という。）若しくは申請に係る免許と同種類の免許等が外国証券法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

七　役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条、第十二条及び第十三条において同じ。）及び予定支店の代表者のうちに次のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

イ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ロ　禁錮以上の刑若しくはこれに相当する外国の法令による刑又は国内証券法の規定若しくは外国証券法令の規定による罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなった日から五年を経過するまでの者

ハ　証券会社若しくは外国証券会社が、国内証券法の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日内にその証券会社若しくは外国証券会社の役員（監査役及びこれに類する役職にある者を除く。以下このハにおいて同じ。）若しくはその外国証券会社の支店の代表者であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでのもの

ニ　国内証券法の規定により解任若しくは解職を命ぜられた証券会社若しくは外国証券会社の役員若しくは外国証券会社の支店の代表者又はその本店の所在する国の外国証券法令の規定により解任を命ぜられた外国証券業者の役員で、その処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

（支店の名称の制限）

第七条　証券取引法第四十一条第一項（商号の制限）の規定は、外国証券会社の支店の名称について準用する。

2　証券取引法第四十一条第二項の規定は、外国証券会社には適用しない。

（営業保証金）

第八条　外国証券会社は、第六条第四号に規定する政令で定める金額で当該外国証券会社につき適用されるものの十分の一に相当する金額（その金額が千万円に満たないときは、千万円）以下において、免許の種類、営業の態様及び支店の所在地に応じて政令で定める額の営業保証金を、支店ごとにそのもよりの供託所に供託しなければならない。

2　外国証券会社は、政令で定めるところにより、当該外国証券会社のために所要の営業保証金が大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前項の営業保証金の一部の供託をしないことができる。

3　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社と前項の契約を締結した者又は当該外国証券会社に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

4　外国証券会社は、第一項の営業保証金につき供託（第二項の契約の締結を含む。）を行ない、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、その免許に係る業務（第十条第二号又は第三号に係る認可を受けたことにより供託すべき営業保証金の額が増加することとなる場合にあつては、その認可に係る業務）を開始してはならない。

5　外国証券会社の支店がした証券取引行為の相手方となつた者（証券会社及び外国証券会社並びにその取引をした時において国内に住所及び居所を有しない個人並びに国内に営業所及び事務所を有しない法人を除く。）は、その取引により生じた債権に関し、当該支店に係る営業保証金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利を有する。

6　前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

7　外国証券会社は、第五項の権利の実行その他の理由により、営業保証金の額（契約金額を含む。第九項において同じ。）が第一項の規定により供託すべき金額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第二項の契約の締結を含む。第三十五条第三号において同じ。）を行ない、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

8　第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

9　第一項、第三項又は第七項の規定により供託した営業保証金は、第十一条の規定によりその支店におけるすべての証券業の廃止につき認可を受けた場合、第十二条第一項の規定によりその支店に係るすべての種類の免許を取り消された場合又は営業保証金の額が第一項の規定により供託すべき金額をこえることとなつた場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

10　前各項に規定するもののほか、営業保証金に関し必要な事項は、法務省令、大蔵省令で定める。

（職務代行者）

第九条　大蔵大臣は、外国証券会社の支店の代表者が欠けた場合において必要があると認めるときは、一時その職務を行なうべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合には、当該外国証券会社は、支店の所在地においてその登記をしなければならない。

2　大蔵大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、外国証券会社に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

（基本事項の変更の認可）

第十条　外国証券会社は、次に掲げる場合には、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一　支店の名称を変更しようとするとき。

二　支店における業務の方法を変更しようとするとき。

三　支店の位置を変更しようとするとき。

（営業の譲渡等の認可）

第十一条　次に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一　外国証券会社の支店についての営業の全部若しくは一部の譲渡又は営業の譲受け

二　外国証券会社の支店における証券業の廃止（二種類以上の免許に係る業務の一部の種類の免許に係る業務の廃止を含む。）

（免許の取消し等）

第十二条　大蔵大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国証券会社の支店に係る免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第六条第一号から第五号まで又は第六号（外国証券法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなつたとき。

二　法令（外国の法令を含む。）、当該法令に基づく行政庁の処分又は当該免許若しくはその本

店の所在する国において受けている免許等に附された条件に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるとき。

三　純財産額が資本の額に満たなくなつた場合その他業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の受ける損害を防止するためやむを得ないと認められるとき。

四　役員（次項に規定するものを除く。）が第六条第七号イからニまでのいずれかに該当することとなつた場合又は第二号の行為をした場合において、その役員が在任することにより当該支店における業務の公正な運営が阻害されるおそれがあると認められるとき。

五　免許申請書又はその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

2　大蔵大臣は、外国証券会社の支店の代表者又は当該支店に駐在する役員が第六条第七号イからニまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第二号の行為をしたときは、当該外国証券会社に対して、当該支店の代表者の解任又は当該役員の解職を命ずることができる。

3　第一項第三号に規定する純財産額及び資本の額の計算については、政令で定める。

（引受業務の一部の許可）

第十三条　外国証券業者（第三条第三項第三号の免許を受けた外国証券会社を除く。）は、同条第二項の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣の許可を受けて、その行なう有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約への参加その他の行為で政令で定めるものを国内において行なうことができる。

2　第三条第四項、第五条第一号及び第二号並びに第六条第五号から第七号までの規定は、前項の許可について準用する。

3　大蔵大臣は、第一項の許可を受けた外国証券業者（以下「許可業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を取り消すことができる。

一　第六条第五号又は第六号に該当することとなつたとき。

二　法令（外国の法令を含む。）、当該法令に基づく行政庁の処分又は当該許可若しくはその本店の所在する国において受けている免許等に附された条件に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるとき。

三　前条第一項第三号に該当することとなつたとき。

四　許可業者の役員（許可業者が外国証券会社である場合にはその支店の代表者を含むものとし、許可業者が個人である場合には当該個人とする。）が、第六条第七号イからニまでのいずれかに該当することとなつた場合又は第二号の行為をした場合において、当該許可に係る行為が公正に行なわれないこととなるおそれがあると認められるとき。

（行政処分の手続）

第十四条　証券取引法第三十六条第一項（行政処分の手続）の規定は、大蔵大臣が第三条第一項の免許若しくは前条第一項の許可をしないこととし、又は第十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第三項の規定に基づく処分をしようとするときについて、同法第三十六条第二項の規定は、大蔵大臣が第三条第一項の免許、前条第一項の許可若しくは第十条若しくは第十一条の認可をし若しくはしないこととしたとき、第三条第四項（前条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合（免許の条件）の規定により条件を附することとしたとき、又は第十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第三項の規定に基づいて処分をすることとしたときについて準用する。

（変更等の届出）

第十五条　外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく（第三号及び第四号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一　第四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第八号に掲げる事項に変更があつたとき。

二　定款又は業務の方法（支店に係るものを除く。）を変更したとき。

三　合併し、又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（支店のみに係るものを除く。）をしようとするとき。

四　解散し、又はその証券業の全部若しくは一部の廃止（支店のみに係るものを除く。）をしようとするとき。

五　第六条第五号、第六号又は第七号に該当することとなつたとき。

六　本店又は支店において営業を休止し、又は再開したとき。

七　その他大蔵省令で定める場合

（残務の結了）

第十六条　証券取引法第三十八条（残務の結了）の規定は、外国証券会社がその支店における証券業を廃止した場合について準用する。

第三章　業務及び財務

（業務の規制）

第十七条　証券取引法第四十二条（取締役の兼職等の制限）の規定は外国証券会社の支店の代表者及び当該支店に駐在する役員（監査役及びこれに類する役職にある者を除く。）について、同法第四十三条から第五十一条まで（兼業の制限、名義貸しの禁止、社債募集の受託の禁止、取引の態様の明示、問屋の介入権の排除、売買報告書の交付、信用取引等の場合の保証金の預託、不公正取引の禁止及び顧客の有価証券の担保提供等の制限）及び第六十一条（引受人の信用供与の制限）の規定は外国証券会社の支店における業務について準用する。

2　証券取引法第四十四条、第四十五条第一項、第五十条及び第六十一条の規定は、許可業者の国内における第十三条第一項の行為について準用する。

（自己計算取引等の制限）

第十八条　大蔵大臣は、外国証券会社が自己の計算に基づき国内において行なう有価証券の売買若しくは国内にある者から有価証券の売買について売買の別、銘柄、数量及び価格の決定を一任されてその者の計算において行なう売買を制限し、又は外国証券会社が国内において行なう過当な数量の有価証券の売買その他の取引であつて国内における有価証券の市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める事項を大蔵省令で定めることができる。

（営業に関する報告）

第十九条　外国証券会社は、その支店ごとに、毎年十月から翌年九月までの期間に係る営業報告書を大蔵省令で定める様式により作成し、当該期間経過後二月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。

2　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社に対し、大蔵大臣の指示するところに従い前項の営業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。

3　外国証券会社は、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、その営む業務の全部に関し作成した貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類及び当該事業年度における業務の概要を記載した書面を、当該事業年度経過後三月以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。

（経営保全命令）

第二十条　証券取引法第五十四条（経営保全命令）

の規定は、外国証券会社の支店における営業に関し準用する。

（報告の徴取及び検査）

第二十一条　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券会社に対し若しくはその支店と取引を行なう者に対し、当該外国証券会社の支店の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該支店の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（外務員登録等）

第二十二条　証券取引法第六十二条から第六十四条の四まで（外務員登録、外務員登録の拒否、外務員の権限、外務員に関する届出事項、外務員に対する行政処分及び外務員登録の抹消）の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同法第六十二条第一項中「役員」とあるのは「支店の代表者若しくはその支店に駐在する役員」と、同条第三項第一号中「商号」とあるのは「支店の名称」と、同項第二号ハ中「役員」とあるのは「支店の代表者、役員」と、同法第六十三条第一項第一号、第六十四条の二第二号及び第六十四条の三第一項第一号中「第三十二条第四号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第六条第七号」と読み替えるものとする。

（売買損失準備金及び証券取引責任準備金）

第二十三条　証券取引法第五十六条（売買損失準備金）及び第五十七条の二（証券取引責任準備金）の規定は、外国証券会社について準用する。この場合において、これらの規定中「有価証券の売買」とあるのは「その支店における有価証券の売買」と、「積み立て」とあるのは「当該支店において積み立て」と読み替えるものとする。

（損失準備金）

第二十四条　外国証券会社は、毎決算期において、その支店の営業に係る利益の額に十分の一をこえない範囲内で大蔵大臣の定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として当該支店において積み立てなければならない。

2　前項の準備金は、大蔵大臣の承認を受けて各決算期における当該支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

3　前二項に規定するもののほか、損失準備金の積立て及び使用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（資産の国内保有）

第二十五条　外国証券会社は、前二条の規定により積み立てられた準備金の額及び当該支店の計算に属する負債のうち政令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、政令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

（業務に関する書類の作成等）

第二十六条　証券取引法第百八十四条（業務に関する書類の作成等）の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同条中「この法律」とあるのは、「外国証券業者に関する法律」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

（仲介）

第二十七条　証券取引法第六章（仲介）の規定は、外国証券会社がその支店において行なう有価証券の売買その他の取引につき争いがある場合について準用する。

（審問）

第二十八条　証券取引法第百八十二条（審問）の規定は、次に掲げる規定により大蔵大臣が当該職員をして審問を行なわせる場合について準用する。

一　第十四条において準用する証券取引法第三十六条第一項（行政処分の手続）

二　第二十条において準用する証券取引法第五十四条第三項（経営保全命令）

三　第二十二条において準用する証券取引法第六十三条第二項（外務員登録の拒否）又は第六十四条の三第二項（外務員に対する行政処分）

四　前条において準用する証券取引法第百六十三条（協定不履行の場合の処分）

（調査のための処分、検査職員の証票及び旅費等の請求）

第二十九条　証券取引法第百八十三条（調査のための処分）の規定は、第二十七条において準用する同法第百五十七条（仲介の申立て）の規定による仲介、前条各号に掲げる規定による審問又は次条において準用する同法第百八十七条（裁判所の禁止命令等）の規定による申立てについて大蔵大臣が必要な調査をする場合について準用する。

2　証券取引法第百八十五条（検査職員の証票）の規定は、大蔵大臣が第二十一条の規定又は前項において準用する同法第百八十三条第四号の規定により当該職員をして検査させる場合について準用する。

3　証券取引法第百八十六条（旅費等の請求）の規定は、第一項において準用する同法第百八十三条第一号又は第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人について準用する。

（裁判所の禁止命令等）

第三十条　証券取引法第百八十七条（裁判所の禁止命令等）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為をし、又はしようとする者がある場合について準用する。

（証券関連業務のための施設の届出等）

第三十一条　外国証券業者（証券業と密接な関係を有する業務を営む者で大蔵省令で定めるものを含むものとし、外国証券会社を除く。以下この条において「外国証券業者等」という。）は、有価証券の市場に関する情報の収集及び提供その他有価証券に関連のある業務で大蔵省令で定めるものを行なうため、国内において事務所その他の施設を設置しようとする場合（他の目的をもつて設置している施設において当該業務を行なおうとする場合を含む。）には、あらかじめ、当該業務の内容、当該施設の所在の場所その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国証券業者等に対し前項の業務に関する報告又は資料の提出を命ずることができる。

3　外国証券業者等は、第一項の施設又は業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（権限の委任）

第三十二条　この法律に規定する大蔵大臣の権限は、大蔵省令で定めるところにより、その一部を財務局長に委任することができる。

第五章　罰則

第三十三条　第三十条において準用する証券取引法第百八十七条の規定による裁判所の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条第四項において準用する証券取引法第二十九条第一項の規定により附した条件に違反した者

二　第八条第四項の規定に違反した者

三　第十条の規定に違反した者

四　第十二条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

五　第十七条第一項において準用する証券取引法第四十三条ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだ者

六　第二十二条において準用する証券取引法第六十二条第二項の規定に違反した者

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条第二項の規定に違反した者

二　第四条の規定又は第二十二条において準用する証券取引法第六十二条の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三　第八条第七項の規定に違反して供託を行なわなかつた者

四　第十三条第二項において準用する第三条第四項において準用する証券取引法第二十九条第一項の規定により附した条件に違反した者

五　第十七条第一項において準用する証券取引法第四十四条の規定に違反した者

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十五条の規定又は第二十六条において準用する証券取引法第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

二　第十七条第一項において準用する証券取引法第四十二条又は第五十一条の規定に違反した者

三　第十七条第一項において準用する証券取引法第四十八条の規定による売買報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした売買報告書を交付した者

四　第十七条第二項において準用する証券取引法第四十四条の規定に違反した者

五　第十八条の規定による大蔵省令に違反した者

六　第十九条第一項若しくは第三項の規定による営業報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書、書類若しくは書面を提出した者

七　第十九条第二項の規定による命令に違反した者

八　第二十一条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

九　第二十一条の規定又は第二十九条第一項において準用する証券取引法第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十　第二十二条において準用する証券取引法第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一　第二十六条において準用する証券取引法第百八十四条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

第三十七条　法人（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十八条　外国証券会社の支店の代表者は、次の場合においては、三万円以下の過料に処する。

一　第十七条第一項において準用する証券取引法第四十九条第一項又は第六十一条の規定に違反したとき。

二　第二十条において準用する証券取引法第五十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

三　第二十三条において準用する証券取引法第五十六条若しくは第五十七条の二の規定又は第二十四条の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四　第二十五条の規定に違反して資産を国内において保有しないとき。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一　第八条第三項の規定による命令に違反した者

二　第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第三十一条第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

第三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第九条第二項の規定による命令に違反した者

二　第十七条第二項において準用する証券取引法第六十一条の規定に違反した者

三　第二十九条第一項において準用する証券取引法第百八十三条第一号又は第二号の規定による処分に違反して、出頭、陳述、意見書若しくは鑑定をせず、又は虚偽の陳述、虚偽の意見書若しくは報告書の提出若しくは虚偽の鑑定をした者

四　第二十九条第一項において準用する証券取引法第百八十三条第三号の規定による処分に違反して、物件を提出しない者

五　第三十一条第三項の規定による届出を怠つた者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に第三十一条第一項に規定する業務を行なう施設を設置している者は、この法律の施行の日から一月以内に同項に定める届出をしなければならない。

（関係法律の一部改正）

3　証券取引法の一部を次のように改正する。

第二条第八項第三号中「有価証券市場」の下に「（これに類する有価証券の市場で外国に所在するものを含む。第二十八条第二項及び第六十二条第一項において同じ。）」を加える。

第十五条第一項中「証券会社」の下に「（外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第　号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。第九十条において同じ。）を含む。以下この条、第二十一条第一項及び第四項、第三十一条第三号、第六十二条第三項第二号、第六十三条第一項第三号、第七十一条第三号並びに第百五十六条の九において同じ。）」を加える。

第三十三条に次の一号を加える。

七　証券業を営む会社を外国において設立しようとするとき、又は証券業を営む外国の会社の株式をその発行済株式の総数に大蔵省令で定める率を乗じて得た数をこえて取得しようとするとき。

第三十六条第一項中「することが適当でないと認めるとき」を「しないこととし」に改める。

第五十七条の二の次に次の一条を加える。

第五十七条の三　大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、証券会社に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

第三十六条の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

第九十条中「証券会社」の下に「及び政令で定める外国証券会社」を加える。

第百八十四条第二項を削る。

第百八十五条第一項中「、第百八十三条第四号又は前条第二項」を「又は第百八十三条第四

号」に改める。

第百九十七条第一号の三及び第三号中「の規定による」を「の規定に違反して大蔵大臣の」に改める。

第二百五条第五号及び第十四号中「第百八十四条第一項」を「第百八十四条」に改め、同条第十五号中「、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項」を「又は第百八十三条第四号」に改める。

第二百八条中「一万円以下」を「三万円以下」に改め、第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　第五十七条の三の規定による命令に違反したとき

第二百九条中「五千円以下」を「一万円以下」に改める。

第二百十条中「三千円以下」を「五千円以下」に改める。

4　日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第七号中「規定スル証券業者」を「規定スル証券会社及外国証券業者ニ関スル法律第二条第二号ニ規定スル外国証券会社」に改める。

5　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十号及び第十一条第三号中「証券会社」を「証券業を営む者」に改める。

6　有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「規定する証券会社」の下に「及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第　号）第二条第二号に規定する外国証券会社」を加える。

7　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第二号中「証券会社」の下に「（外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。）」を加える。

8　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項第二号中「証券業者」を「証券会社（外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。）」に、同条第三項中「証券業者」を「証券会社」に改める。

9　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五号中「証券会社若しくは」を「証券会社、外国証券会社若しくは」に改め、「証券会社の営業の免許」の下に「又は外国証券会社の支店の営業の免許」を加える。

審査報告書

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十六年二月二十三日

大蔵委員長　柴田　栄

参議院議長　重宗　雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、高松宮の殿邸を建設するための敷地として、大蔵省所管の普通財産を総理府所管の皇室用財産に所管換する必要があり、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めたものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本件施行のため、別に費用を要しない。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和四十六年二月四日

内閣総理大臣　佐藤　栄作

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

次の大蔵省所管の普通財産を総理府所管の皇室用財産とするため、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

一　所在地　東京都港区高輪一丁目七〇一番二〇

二　財産の区分、種目、数量及び価格

法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決

区分	種目	数量	台帳価格
土地	宅地	二、四三九・三〇平方メートル	一七、八六、二二二円

〔柴田栄君登壇、拍手〕

○柴田栄君　ただいま議題となりました三件について申し上げます。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案は、証券市場の国際化及び規模拡大の趨勢に即応して、投資者保護の徹底等に資するため、粉飾決算に対する損害賠償責任の所在の明確化等の企業内容開示制度の改善整備をはかるとともに、有価証券の公開買い付けの規制に関する制度の新設等を行なおうとするものであります。

次に、外国証券業者に関する法律案は、証券業の資本自由化の進展に即応して、外国証券業者が、わが国において支店を設置し、証券業を営むことができる道を開くとともに、その営業活動に対し、営業保証金の供託等の規制を行なおうとするものであります。

次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件は、高松宮殿邸建設の敷地として、現在、大蔵省所管の普通財産となっております土地を総理府、宮内庁所管の皇室用財産に所管がえするため、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めようとするものであります。

委員会における三件の質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、証券取引法の一部を改正する法律案に対し、中山委員より自民、社会、公明、民社四党共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

右、御報告いたします。（拍手）

○副議長（安井謙君）　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案及び外国証券業者に関する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　過半数と認めます。よって、両案は可決せられました。

○副議長（安井謙君）　次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件を問題に供します。本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（安井謙君）　過半数と認めます。よって、本件は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

出席者は左のとおり。

議長	重宗　雄三君
副議長	安井　謙君
議員	
	峯山　昭範君
	青島　幸男君
	藤原　房雄君
	山高しげり君
	三木　忠雄君
	中沢伊登子君
	阿部　憲一君
	松下　正寿君
	上林繁次郎君
	多田　省吾君
	片山　武夫君
	後藤　義隆君
	喜屋武眞榮君
	塩出　啓典君
	萩原幽香子君
	市川　房枝君
	内田　善利君
	鬼丸　勝之君
	浅井　亨君
	小林　章君
	田代富士男君
	田渕　哲也君
	伊藤　五郎君
	沢田　実君

渋谷 邦彦君　高山 恒雄君
梶原 茂嘉君　二宮 文造君
白木義一郎君　中村 正雄君
村尾 重雄君　小山邦太郎君
寺尾 豊君　植竹 春彦君
山本敬三郎君　初村滝一郎君
星野 重次君　矢野 登君
増田 盛君　長屋 茂君
永野 鎮雄君　中山 太郎君
山崎 竜男君　佐藤 隆君
山内 一郎君　高橋文五郎君
和田 鶴一君　船田 譲君
温水 三郎君　大竹平八郎君
柴田 栄君　堀本 宜実君
栗原 祐幸君　徳永 正利君
山下 春江君　前田佳都男君
平島 敏夫君　森 八三一君
鍋島 直紹君　新谷寅三郎君
河野 謙三君　上原 正吉君

古池 信三君　杉原 荒太君
藤田 正明君　黒木 利克君
土屋 義彦君　若林 正武君
大松 博文君　鈴木 省吾君
今 春聴君　小林 国司君
高田 浩運君　安田 隆明君
佐田 一郎君　山崎 五郎君
大森 久司君　林田悠紀夫君
岩動 道行君　長谷川 仁君
源田 実君　鹿島 俊雄君
丸茂 重貞君　木村 睦男君
井川 伊平君　田中 茂穂君
江藤 智君　白井 勇君
田口長治郎君　三木與吉郎君
吉武 恵市君　松平 勇雄君
郡 祐一君　鹿島守之助君
重政 庸徳君　高橋 衛君
宮崎 正雄君　久次米健太郎君
亀井 善彰君　上田 哲君

和田 静夫君　松本 英一君
石原慎太郎君　上田 稔君
長田 裕二君　安永 英雄君
竹田 四郎君　杉原 一雄君
二木 謙吾君　熊谷太三郎君
川上 為治君　鈴木 力君
米田 正文君　林 虎雄君
小林 武治君　塚田十一郎君
鈴木 強君　占部 秀男君
森 元治郎君　瀬谷 英行君
斎藤 昇君　塩見 俊二君
増原 恵吉君　廣瀬 久忠君
近藤 信一君　大和 与一君
須藤 五郎君　渡辺 武君
小笠原貞子君　春日 正一君
河田 賢治君　岩間 正男君

達田 龍彦君　村田 秀三君
松井 誠君　吉田忠三郎君
松本 賢一君　千葉千代世君
小柳 勇君　北村 暢君
横川 正市君　矢山 有作君
中村 英男君　永岡 光治君
大矢 正君　成瀬 幡治君
田中 一君　加藤シヅエ君
羽生 三七君

国務大臣

内閣総理大臣　佐藤 榮作君
外務大臣　愛知 揆一君
大蔵大臣　福田 赳夫君
郵政大臣　井出一太郎君
自治大臣　秋田 大助君
国務大臣　中曾根康弘君

政府委員

内閣法制局長官　高辻　正巳君

防衛庁防衛局長　久保　卓也君

郵政省郵務局長　竹下　一記君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価　一部四十円
（配送料共）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話　東京　五八二　四四一一（大代）